

官報 号外

平成九年四月二十五日

○第百四十回 参議院會議録第二十一号

平成九年四月二十五日(金曜日)

午前十一時一分開議

○議事日程 第二十一号

平成九年四月二十五日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(在ペルー日本大使公邸占拠事件・人質事件に関する報告に
ついて)

第二 電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 労働福祉事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 日本私立学校振興・共済事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

第七 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 密集市街地における防災街区の整備の

平成九年四月二十五日 参議院會議録第二十一号

促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件

一、請願の件

一、日程第一

一、在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案(下稲葉耕吉君外八名発議)(委員会審査省略要求事件)

一、日程第二より日程第一〇まで

○議長(斎藤十朗君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

片山虎之助君、佐藤泰三君からいづれも海外旅行のため来る二十七日から八日間、鈴木政二君から海外旅行のため明二十六日から十二日間、三重野榮子君から海外旅行のため明二十六日から十日間、山本正和君から海外旅行のため来る五月三日から九日間、堂本暁子君から海外旅行のため明二十六日から十一日間、それぞれ請願の申し出がございました。

いづれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、いづれも許可することに決しました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 國務大臣の報告に関する件(在ペルー日本大使公邸占拠事件・人質事件に関する報告について)

堀山國務大臣から發言を求められております。

發言を許します。堀山國務大臣。

〔國務大臣堀山静六君登壇、拍手〕

○國務大臣(堀山静六君) 昨日早朝、ペルー軍特殊部隊による在ペルー日本大使公邸人質救出作戦が実行され、日本人八名、人質二十四名を含む七十一名の人員が救出されました。

フジモリ大統領を初めとするペルー政府関係者には、テロに屈することなく、すべての人質を安全に救出するために周到に準備され、大部分の人質を無事救出いただきました。

事件が解決し、橋本総理よりフジモリ大統領に電話で感謝の気持ちを伝えましたが、その際、フジモリ大統領より、事前に日本政府への連絡をとらなかったにもかかわらず、ペルー政府を信じていただき、感謝するというメッセージを日本国民に伝えていただきたというお話がございました。

また、この間に多くの関係国から協力と助言をいただきました。国際社会の温かい連帯に改めて感謝いたします。政府としても、テロ撲滅のために、国際社会とともにますます大きな努力を払ってまいります。

ただ、救出作戦におきまして、人質と、作戦を実行した特殊部隊の中から三名の方々のとうとい生命が犠牲になりました。衷心より哀悼の意を表します。

池田外務大臣には、ペルーに行き、フジモリ大統領を初めとするペルー政府に謝意を表明するとともに、犠牲者の遺族の方々に申意を表明し、また事後の種々の問題に対応しているところであり

ます。

最後になりましたが、本事件解決に向けて各党より党派を超えて温かい御支援、御協力をいただいたことにに対し、心から感謝の意を表します。

ありがとうございました。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) この際、お諮りいたします。

下稲葉耕吉君外八名発議に係る在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案は、發議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加してこれを議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

よって、本決議案を議題といたします。

まず、發議者の趣旨説明を求めます。下稲葉耕吉君。

〔議案は本号末尾に掲載〕

〔下稲葉耕吉君登壇、拍手〕

○下稲葉耕吉君 ただいま議題となりました自由民主党、平成会、社会民主党・護憲連合、民主党・新緑風会及び日本共産党の各派共同提案に係る在ペルー日本大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案につきまして、二院クラブ、自由の会、新党さきがけ及び太陽の賛成を得て、發議者を代表し、提案の趣旨を御説明いたします。

我々のみならず、世界の人々が心を痛めてきたペルーの日本大使公邸占拠・人質事件は、実に發生以来百二十七日ぶりに解決されました。

我々は、事件の發生以来、人質になられた方々の御苦勞に思いをいたし、テロには決して譲歩すべきではないとの原則に基づき、平和的解決による人質の即時全面解放のため、政府があらゆる努力を払うよう求めてきたところでありました。

我々は、ペルー政府を初め事件の解決に向けて尽力された多くの方々に感謝し、次の決議案を提案するものであります。

議事日程追加の

中小企業の創造的事

を求められました。樺山國務大臣。

〔國務大臣梶山靜六君登壇、拍手〕

○國務大臣(梶山靜六君) ただいま院議をもちまして、ペルー政府を初め関係各国、国際機関等の協力、保証人委員会の方々の努力に敬意と感謝の意が表明されましたことは、まことに時宜を得たものであり、御決議の趣旨につきましては、政府も同様でございます。

ありがとうございます。（拍手）

○編集長（斎藤十朗吾） 日曜第三 電波去の一部を

○議長（斎藤十朗君） 日程第二 電波法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長渕上貞雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

等にあつたためて謝意を表明する。

なお、昨年六月のリヨン・サミットで、「テロリズムに関する宣言」が採択され、テロ撲滅の国際世論が高まる中において、我が国もテロリストに対してはいかなる譲歩もすべきではないとの原則をあらためて確認する。

右決議する。

以上であります。

何とぞ皆様の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）これより採決をいたします。

〔贊成者起立〕

○議長（斎藤十朗君） 総員起立と認めます。

よって、本決議案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（斎藤十朗君）これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

—

○議長(斎藤十助君) 日経第三 中小企業の創造
的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とい
たします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長木宮和彦君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔木宮和彦君登壇、拍手〕

○木宮和彦 ただいま議題となりました中小企業
の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の
一部を改正する法律案につきまして、商工委員
会における審査の経過と結果を御報告申し上げま
す。

本法草案は、新たな事業分野の開拓を担う中小企業について、その株式を取得した個人投資家、いわゆるエンゼルの対して税制上の優遇措置等を講ずることにより、これらの企業への資金供給の円滑化を図り、もって産業の活性化を促進しようとするものであります。

委員会におきましては、本法の施行状況とその成果、ベンチャー企業育成の重要性、エンゼル税制の効果等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定した。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（斎藤十朗君）これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（斎藤十朗君） 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

○議長（斎藤十郎君） 日程第四 労働福祉事業団
法の一部を改正する法律案

日新第五 職業能力開発促進法及び
業団法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

ます。委員長の報告を求めます。労働委員長勝木健司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔勝木健司君登壇、拍手〕

○勝木健司君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず労働福祉事業団法の一部を改正する法律案は、東京一極集中の是正等に資するため、労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更するとともに、監事が理事長または労働大臣に意見を提出することができるようにするほか、理事及び監事の任期を四年から二年に変更するなど、所要の措置を講じようとするものであります。

リット、監事の権限強化とその実効性、労働災害の予防等における労災病院の役割、外国人労働者の労働災害への対応等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案は、労働者の職業能力の開発・向上を促進するため、職業能力開発短期大学校の一部を拡充して新たな職業能力開発大学校とするともに、現行の職業能力開発大学校を職業訓練指導員の養成や調査研究業務及び新技術に対応した職業訓練を総合的に行う職業能力開発総合大学校に改組するなど、高度職業訓練の実施体制を整備するほか、労働者の自発的な職業能力の開発・向上への取り組みを支援しようとするものであります。

委員会におきましては、行政改革の観点から見た雇用促進事業団の業務、職業能力開発大学校の設置方針と高度職業訓練の内容、職業能力開発・向上のための自己啓発の重要性と支援策、科学技術基本法の理念と職業能力開発施策のあり方、三井三池炭鉱離職者に対する職業訓練の内容等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。
よって、両案は全会一致をもって可決されました。

した。

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 日本私立学校振興・共済事業団法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。文教委員長清水嘉与子君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔清水嘉与子君登壇、拍手〕

○清水嘉与子君 ただいま議題となりました法律案につきまして、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私立振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散して、日本私立学校振興・共済事業団を設立し、同事業団に、私立学校の教育の充実等を図るため、補助金の交付、資金の貸し付け等の業務を行わせるとともに、私立学校教職員の福利厚生を図るため、私立学校教職員共済制度を運営する業務等を行わせようとするものであります。

委員会におきましては、両特殊法人を統合する趣旨とその効果、新事業団における役職員の処遇、公的年金一元化への対応、宿泊施設等の運営のあり方、私学助成の充実等につきまして質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、平成会を代表して菅川委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第七 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。法務委員長統訓弘君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○統訓弘君 ただいま議題となりました出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、悪質・巧妙化する集団密航事犯及び外国人の不法入国等を助長する行為に厳しく対処するため、罰則の強化、その他関係規定の整備を行うものとしてあります。

委員会におきましては、集団密航事犯の特徴と背景、蛇頭の役割と暴力団との関係、密航防止対策、難民認定及び外国人支援活動への影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第八 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。内閣委員長鎌田要人君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○鎌田要人君 ただいま議題となりました法律案につきまして、御報告申し上げます。

この法律案は、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることといたしますとともに、防衛招集命令等により招集された場合、自衛官となつてあらかじめ指定された部隊において勤務する即応予備自衛官の制度を新設し、あわせて自衛官の定数を改めるものであります。

委員会における質疑の主な内容としてしましては、即応予備自衛官導入の理由及び運用方法、即応予備自衛官の導入に伴う予算上の削減効果等でございますが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表いたしまして笠井委員から反対の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

平成九年四月二十五日 参議院會議録第二十一号 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案外一件

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

○議長(斎藤十朗君) 日程第九 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案

日程第一〇 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長鴻池祥肇君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(鴻池祥肇君登壇、拍手)

○鴻池祥肇君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案は、密集市街地について、防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を緊急に図る必要があることにかんがみ、都市計画に防災再開発促進地区を定めるとともに、耐火性能の高い建築物への建てかえの促進、延焼等危険建築物の除却、防災街区整備地区計画制度の創設、防災街区整備組合制度の創設等の措置を講じようとするものであります。

次に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し等を行うとともに、関係法律の規定の整備を行うものであるとあります。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案の起立を求めます。

民の合意形成の必要性、延焼等危険建築物に除却勧告が行われた場合の従前居住者に対する支援措置、特に借家人の権利保護等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

両案の質疑を終了した後、日本共産党の緒方理事から、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案について、居住安定計画の認定申請の際に居住者の同意を得なければならないものとするともに、借地借家法の適用除外の条文を削除する旨の修正案が提出されました。

次いで、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方理事より修正案に賛成、原案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 過半数と認めます。

よって、本案は可決されました。

次に、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の採決をいたします。

(賛成者起立)

○議長(斎藤十朗君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十二分散会

議員

議長 齋藤 十朗君
副議長 松尾 官平君

出席者は左のとおり。

田村 公平君	栗原 君子君
小山 峰男君	魚住裕一郎君
渡辺 孝男君	末広真樹子君
山口 哲夫君	釘宮 繁君
福本 潤一君	大森 礼子君
椎名 素夫君	矢田部 理君
西川 玲子君	山本 保君
加藤 修一君	江本 孟紀君
益田 洋介君	平田 健二君
林 久美子君	和田 洋子君
鈴木 正孝君	菅川 健二君
市川 一朗君	水島 裕君
岩瀬 良三君	小林 元君
石田 美栄君	山崎 順子君
都築 謙君	荒木 清寛君
浜四津敏子君	直嶋 正行君
寺澤 芳男君	統 訓弘君
武田 節子君	長谷川 清君
牛嶋 正君	泉 信也君
白浜 一良君	勝本 健司君
猪熊 重二君	星野 明市君
木暮 山人君	広中和歌子君
片上 公人君	及川 順郎君
石井 一二君	鶴岡 洋君
永野 茂門君	長谷川道郎君
芦尾 長司君	水野 誠一君
上吉原一天君	大野つや子君

常田 享祥君	奥村 展三君
堂本 曉子君	岩永 浩美君
依田 智治君	山崎 力君
高野 博師君	阿曾田 清君
鈴木 政二君	田浦 直君
武見 敬三君	戸田 邦司君
高橋 令則君	今泉 昭君
小山 孝雄君	北岡 秀二君
龜谷 博昭君	釜本 邦茂君
風間 昶君	山下 栄一君
平野 貞夫君	二木 秀夫君
鴻池 祥肇君	石渡 清元君
鎌田 要人君	寺崎 昭久君
木庭健太郎君	足立 良平君
田村 秀昭君	松浦 孝治君
野沢 太三君	永田 良雄君
鈴木 貞敏君	平井 卓志君
林 寛子君	吉田 久之君
大久保直彦君	林田悠紀夫君
鈴木 省吾君	野村 五男君
西田 吉宏君	服部三男君
上野 公成君	岡 利定君
山本 一太君	三浦 一水君
松村 龍二君	保坂 三蔵君
平田 耕一君	林 芳正君
塩崎 恭久君	吉村剛太郎君
溝手 顯正君	山崎 正昭君
加藤 紀文君	谷川 秀善君
狩野 安君	関根 則之君
尾辻 秀久君	矢野 哲朗君
松谷善一郎君	佐藤 静雄君
野間 昶君	南野知恵子君
鹿熊 安正君	陣内 孝雄君
斎藤 文夫君	中曾根弘文君
石川 弘君	須藤良太郎君
片山虎之助君	清水嘉与子君
吉川 芳男君	竹山 裕君
青木 幹雄君	下福葉耕吉君

上杉 光弘君	宮崎 秀樹君	山田 俊昭君	阿部 幸代君
久世 公義君	倉掛 哲男君	及川 一夫君	山本 正和君
倉田 寛之君	高木 正明君	菅野 茂君	藤科 清治君
遠藤 要君	大木 浩君	一井 淳治君	佐藤 道夫君
村上 正邦君	坂野 重信君	西山登紀子君	角田 義一君
井上 吉夫君	佐々木 満君	三重野榮子君	千葉 景子君
岩崎 純三君	井上 裕君	竹村 泰子君	本岡 昭次君
太田 豊秋君	笠原 潤一君	緒方 靖夫君	筆坂 秀世君
照屋 寛徳君	大脇 雅子君	吉川 春子君	村沢 牧君
上山 和人君	畑 恵君	鈴木 和美君	伊藤 基隆君
馳 浩君	日下部禮代子君	有働 正治君	橋本 教君
谷本 巖君	中島 眞人君	吉岡 吉典君	田 英夫君
中原 爽君	長峯 基君	赤桐 操君	瀬谷 英行君
橋本 聖子君	大淵 絹子君	武田邦太郎君	久保 巨君
淵上 貞雄君	金田 勝年君	曾野 久光君	松前 達郎君
景山俊太郎君	海老原義彦君	立木 洋君	上田耕一郎君
岩井 國臣君	阿部 正俊君	法務大臣	松浦 功君
橋崎 泰昌君	鈴木 栄治君	文部大臣	小杉 隆君
清水 澄子君	成瀬 守重君	通商産業大臣	佐藤 信二君
大島 慶久君	坪井 一守君	郵政大臣	堀之内久男君
真島 一男君	佐藤 泰三君	労働大臣	岡野 裕君
河本 英典君	清水 達雄君	建設大臣	亀井 静香君
梶原 敬義君	小野 清子君	内閣官房長官	梶山 静六君
志村 哲良君	木宮 和彦君	内閣官房長官	久間 章生君
浦田 勝君	石井 道子君	国務大臣	
守住 有信君	真鍋 賢二君	(防衛庁長官)	
青木 新次君	宮澤 弘君		
嶋崎 均君	井上 孝君		
板垣 正君	松浦 功君		
大河原太一郎君	岡部 三郎君		
田沢 智治君	国井 正幸君		
齋藤 勲君	小川 勝也君		
西川 潔君	山下 芳生君		
朝日 俊弘君	峰崎 直樹君		
中尾 則幸君	笠井 亮君		
渡辺 四郎君	前川 忠夫君		
今井 澄君	川橋 幸子君		

議長の報告事項
去る二十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任 弘君
補欠 西山登紀子君

大蔵委員
辞任 益田 洋介君
補欠 木庭健太郎君

厚生委員
辞任 補欠
補欠 藤科 清治君

農林水産委員
辞任 補欠
補欠 牧君

商工委員
辞任 補欠
補欠 益田 洋介君

通信委員
辞任 補欠
補欠 三重野榮子君

予算委員
辞任 補欠
補欠 阿部 幸代君

議院運営委員
辞任 補欠
補欠 佐藤 道夫君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

議院運営委員会
理事 風間 純君 (橋本潤一君の補欠)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第二一号)

農林水産省設置法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)

内閣委員会に付託

千九百六十二年五月二十二日に地中海漁業一般理事会の第一回特別会合(同年五月二十一日及び二十二日にローマで開催)において及び千九百七十六年七月一日に同理事会の第十三回会合(同年八月二十八日から七月二日までローマで開催)において改正された地中海漁業一般理事會協定の締結について承認を求めるの件(閣条第四号)

外務委員会に付託

放送法及び有線テレビジョン放送法の一部を改正する法律案(閣法第七三三号)

通信委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

臓器の移植に関する法律案(猪熊重二君外四名発議)

同日議員から次の質問主意書が提出された。

予備費使用の国会承諾に関する質問主意書(栗原君子君提出)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

浜岡原子力発電所の耐震性に関する質問主意書(山口哲夫君提出)

同日内閣総理大臣から議長宛、左記のとおり異動があったのでその政府委員としての資格を失った旨の通知書を受領した。

記

異動前の氏名	官職名	異動後の氏名	官職名	年月日
東 良信	(解職)	平林 博君	兼内閣総理大臣官房外政審議室長	平九四・三

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

内閣官房内閣外政審議室長 兼内閣総理大臣官房外政審議室長 平林 博君

同日内閣総理大臣から議長宛、内閣官房内閣外政審議室長兼内閣総理大臣官房外政審議室長平林博君(同日議長承認を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

去る二十二日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

西山登紀子君

補欠

藤澤 弘君

大蔵委員

辞任

木庭健太郎君

補欠

益田 洋介君

厚生委員

辞任

藤澤 弘君

補欠

西山登紀子君

商工委員

辞任

益田 洋介君

補欠

木庭健太郎君

運輸委員

辞任

泉 信也君

補欠

今泉 昭君

労働委員

辞任

今泉 昭君

補欠

泉 信也君

予算委員

辞任

石渡 清元君

補欠

松村 龍二君

議院運営委員

辞任

松村 龍二君

補欠

加藤 紀文君

決算委員

辞任

阿部 幸代君

補欠

上田耕一郎君

内閣委員会

辞任

三野榮子君

補欠

谷本 嶺君

理事

清水 澄子君

(瀬谷英行君の補欠)

通信委員会

理事

三野榮子君 (三野榮子君の補欠)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第八二号) 法務委員会に付託

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二八号) 労働委員会に付託

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律案(閣法第八五号)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

電波法の一部を改正する法律案(閣法第五六号) 審査報告書

中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第一六号) 審査報告書

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案(閣法第一二二号) 審査報告書

日本私立学校振興・共済事業団法案(閣法第三〇号) 審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

労働災害による重度障害者死亡後の遺族補償年金の支給に関する質問主意書(渡辺四郎君提出)

同日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

治山治水緊急措置法の一部を改正する法律

同日内閣から、中小企業基本法第八条の規定に基づく平成八年度中小企業の動向に関する年次報告及び平成九年度中小企業の動向に関する中小企業施策についての文書を受領した。

一昨二十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

藤澤 弘君

補欠

阿部 幸代君

文教委員

辞任

阿部 幸代君

補欠

藤澤 弘君

運輸委員

辞任

今泉 昭君

補欠

泉 信也君

労働委員

辞任

橋本 聖子君

補欠

西田 吉宏君

予算委員

辞任

平田 耕一君

補欠

香掛 哲男君

議院運営委員

辞任

松村 龍二君

補欠

石渡 清元君

決算委員

辞任

竹村 泰子君

補欠

川橋 幸子君

内閣委員会

辞任

石渡 清元君

補欠

松村 龍二君

理事

谷本 嶺君

三野榮子君

通信委員会

辞任

清水 澄子君

補欠

瀬谷 英行君

阿部 幸代君

北澤 俊美君

小山 峰男君

法務委員

辞任

中原 爽君

補欠

三浦 一水君

外務委員

辞任

小山 峰男君

補欠

北澤 俊美君

文教委員

辞任

藤澤 弘君

補欠

阿部 幸代君

農林水産委員

辞任

三浦 一水君

補欠

中原 爽君

運輸委員

辞任

須藤美也子君

補欠

吉川 春子君

議院運営委員

辞任

須藤美也子君

補欠

吉川 春子君

内閣委員会

辞任

須藤美也子君

補欠

吉川 春子君

理事

瀬谷 英行君

(清水澄子君の補欠)

通信委員会

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

外国為替及び外国貿易管理法の一部を改正する法律案(閣法第五三三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすこととあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約に附属する千九百九十六年五月三日に改正された地雷、ブービートラップ及び他の類似の装置の使用の禁止又は制限に関

する議定書(千九百九十六年五月三日に改正された議定書II)の締結について承認を求めるの件(閣案第二号)

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことと認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の追加議定書の締結について承認を求めるの件(閣案第三号)

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。

空港整備法の一部を改正する法律案(閣法第三号)

同日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

臓器の移植に関する法律案(金田誠一君外五名提出)

同日衆議院から、本院の送付した次の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

道路交通法の一部を改正する法律案

同日委員長から次の報告書が提出された。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(閣法第二一号)審査報告書

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案(閣法第二十八号)審査報告書

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(閣法第三十一号)審査報告書

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案(閣法第三十一号)審査報告書

同日内閣総理大臣から議長宛、同日外務省中近東アフリカ局長登誠一郎君の第四百四十回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。

同日議長は、内閣総理大臣から申出のあった次の者を、第四百四十回国会政府委員に任命することを承認した。

平成九年四月二十五日 参議院会議録第二十一号

議長長の報告事項 在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議

参議院議長 齋藤 十朗殿

七

外務省中近東アフリカ局長事務代理 日向 精義君
同日内閣総理大臣から議長宛、外務省中近東アフリカ局長事務代理日向精義君(同日議長承認)を、第四百四十回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議案
右の議案を決議する。
平成九年四月二十四日

賛成者

下稲葉耕吉 中曾根弘文
溝手 顕正 矢野 哲朗
風間 昶 寺崎 昭久
角田 義一 伊藤 基隆
吉岡 吉典

賛成者

岩永 浩美 釜本 邦茂
陣内 孝雄 鈴木 政二
中原 爽 林 芳正
保坂 三蔵 山本 一太
岩瀬 良三 西川 玲子
平田 健二 福本 潤一
山本 保 三重野栄子
国井 正幸 吉川 春子
島袋 宗康 椎名 素夫
奥村 展三 北澤 俊美

参議院議長 齋藤 十朗殿

在ベルー日本大使公邸占拠・人質事件の解決に感謝する決議

本院は、ベルーの日本大使公邸占拠及び人質事件が、テロリストに屈しないとの原則に則り解決されたことについて、フジモリ大統領はじめベルー政府、関係者に対して、心から感謝と深甚なる敬意を表明する。

また、人質救出の際に亡くなった三名の犠牲者の方々とその御遺族に対し、衷心より弔意を表明するとともに負傷者の一日も早い回復を願うものである。

さらに、本事件発生以来一二七日間にわたる長い拘禁生活を強いられた人質の方々、その御家族の心身両面にわたる御苦勞に對して、心からお見舞い申し上げるとともに、この間、事件解決を目指して並ならぬ御協力をいただいたシブリアー二大司教、ヴェンセント・カナダ大使等保証人委員会をはじめ関係各国、国際機関等にあらためて謝意を表明する。

なお、昨年六月のリヨン・サミットで、「テロリズムに関する宣言」が採択され、テロ撲滅の国際世論が高まる中において、我が国もテロリストに對してはいかなる譲歩もすべきではないとの原則をあらためて確認する。

審査報告書

電波法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。
平成九年四月二十二日

参議院議長 齋藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、最近における無線通信技術の進歩及び我が国内外の国際化の進展にかんがみ、携帯電話等の移動する無線局に関する免許制度の合理化を図るとともに、無線局の検査制度について民間能力を更に活用したものとすること等、ため所要の規定を設けようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

電波法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年四月十日

参議院議長 齋藤 十朗殿

衆議院議長 伊藤 宗一郎

電波法の一部を改正する法律案

電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七條」を「第二十七條の十一」に改める。

第六條第一項第七号中「第十條」を「第十條第一項」に、「及び第七十三條」を「第二十四條の第二項、第七十三條第一項ただし書及び第五項並びに第八十八條第一項」に改める。

第十條中「及び第七十三條」を削り、「書類」の下に「(以下「無線設備等」という。)」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四條の第二項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類を添えて前項の届出をした場合においては、その一部を省略することができる。

第十八條に次の一項を加える。

2 前項の検査は、同項の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について第二十四條の第二項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類を郵政大臣に提出した場合においては、その一部を省略することができる。

第二十四條の次に次の七條を加える。

第二十四條の次に次の七條を加える。

(事業者の点検能力の認定)

第二十四条の二 無線設備等の点検の事業を行う者は、郵政省令で定める区分ごとに、郵政大臣に申請して、その事業が次の各号に適合している旨の認定を受けることができる。

一 無線設備等の点検の能力が郵政省令で定める技術上の基準を満たすものであること。

二 郵政省令で定める期間内に郵政大臣又は第百一条の十八第一項の指定校正機関による校正その他郵政省令で定める校正を受けたものを使用して無線設備の点検を行うものであること。

三 無線設備等の点検を適正に行うのに必要な業務の実施の方法が定められているものであること。

2 前項の認定に必要事項は、郵政省令で定める。

(認定証)

第二十四条の三 郵政大臣は、前条第一項の認定をしたときは、認定証を交付する。

2 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定点検事業者」という。)は、認定証をその事業所の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(認定の取消し)

第二十四条の四 郵政大臣は、認定点検事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

一 第二十四条の二第一項各号のいずれかに適合しなくなったとき。

二 不正な手段により第二十四条の二第一項の認定を受けたとき。

(承継)

第二十四条の五 認定点検事業者がその認定に係る事業の全部を譲渡し、又は認定点検事業者について相続若しくは合併があつたときは、その

事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定点検事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により認定点検事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えてその旨を郵政大臣に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第二十四条の六 認定点検事業者は、その認定に係る事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、認定は、その効力を失う。

(認定証の返納)

第二十四条の七 認定がその効力を失つたときは、認定点検事業者であつた者は、一箇月以内にその認定証を返納しなければならない。

(報告及び立入検査)

第二十四条の八 郵政大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定点検事業者に対しその認定に係る業務の状況に関し報告させ、又はその職員に、認定点検事業者の事業所に立ち入り、その認定に係る業務の状況若しくは設備、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十七条の見出しを「(外国において取得した船舶又は航空機の無線局の免許の特例)」に改め、第二章中同条の次に次の十条を加える。

(特定無線局の免許の特例)

第二十七条の二 通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する無線局のうち郵政省令で定めるものであつて、第三十八条の二第一項の技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するもの(以下「特定無線局」という。)を二以上開設しようとする者は、その特定無線局が目的、通信の相手方、電波の型式及び周波数並びに無線設備の規格(郵政省令で定めるものに限り。)を同じくするものである限りにおいて、次条から第二十七条の十一までに規定するところにより、これらの特定無線局を包括して対象とする免許を申請することができる。

(特定無線局の免許の申請)

第二十七条の三 前条の免許を受けようとする者は、申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添えて、郵政大臣に提出しなければならない。

一 目的

二 開設を必要とする理由

三 通信の相手方

四 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

五 無線設備の工事設計

六 最大運用数免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものをいう。

七 運用開始の予定期日(それぞれの特定無線局の運用が開始される日のうち最も早い日の予定期日をいう。)

2 前条の免許を受けようとする者は、通信の相手方が外国の人工衛星局である場合にあっては、前項の書類に、同項に掲げる事項のほか、その人工衛星の軌道又は位置及び当該人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局に関する事項その他郵政省

令で定める事項を併せて記載しなければならない。

(申請の審査)

第二十七条の四 郵政大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 周波数の割当てが可能であること。

二 前号に掲げるもののほか、郵政省令で定める特定無線局の開設の根本的基準に合致すること。

(包括免許の付与)

第二十七条の五 郵政大臣は、前条の規定により審査した結果、その申請が同条各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、免許を与えなければならない。

一 電波の型式及び周波数

二 空中線電力

三 指定無線局数(同時に開設されている特定無線局の数の上限をいう。以下同じ。)

四 運用開始の期限(一以上の特定無線局の運用を最初に開始する期限をいう。)

2 郵政大臣は、前項の免許(以下「包括免許」という。)を与えたときは、次に掲げる事項及び同項の規定により指定した事項を記載した免許状を交付する。

一 包括免許の年月日及び包括免許の番号

二 包括免許人(包括免許を受けた者をいう。以下同じ。の氏名又は名称及び住所)

三 特定無線局の種類

四 特定無線局の目的

五 通信の相手方

六 包括免許の有効期間

3 包括免許の有効期間は、包括免許の日から起算して五年を超えない範囲内において郵政省令で定める。ただし、再免許を妨げない。

(特定無線局の運用の開始)

第二十七條の六 郵政大臣は、包括免許人から申請があつた場合において、相当と認めるときは、前条第一項第四号の期限を延長することができる。

2 包括免許人は、当該包括免許に係る一以上の特定無線局の運用を最初に開始したときは、遅滞なく、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

(指定無線局数を超える数の特定無線局の開設の禁止)

第二十七條の七 包括免許人は、免許状に記載された指定無線局数を超えて特定無線局を開設してはならない。

(変更等の許可)

第二十七條の八 包括免許人は、通信の相手方を変更しようとするとき又は第二十七條の三第一項の規定により提出した無線設備の工事設計と異なる無線設備の工事設計に基づく無線設備を無線通信の用に供しようとするときは、あらかじめ郵政大臣の許可を受けなければならない。

(申請による周波数、指定無線局数等の変更)

第二十七條の九 郵政大臣は、包括免許人が電波の型式、周波数、空中線電力又は指定無線局数の指定の変更を申請した場合において、電波の能率的な利用の確保、混信の除去その他特に必要があるとき、その指定を変更することができる。

(特定無線局の廃止)

第二十七條の十 包括免許人は、その包括免許に係るすべての特定無線局を廃止するときは、その旨を郵政大臣に届け出なければならない。

2 包括免許人がその包括免許に係るすべての特定無線局を廃止したときは、包括免許は、その効力を失う。

(特定無線局及び包括免許人に関する適用除外等)

第二十七條の十一 第二十七條の五第一項の規定による免許を受けた特定無線局については第十五条及び第二十五条の規定、包括免許人については第十六条、第十七条、第十九条、第二十二條及び第二十三條の規定は、適用しない。

2 包括免許人の地位の承継に関する第二十条第三項の規定の適用については、同項中「第七条」とあるのは、「第二十七條の四」とする。

第七十三條第一項中「無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十条の時計及び書類を「無線設備等」に改め、同条第五項中「又は第三項」を「又は第四項」に改め、同条第六項中「無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに第六十条の時計及び書類を「無線設備等」に改め、同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の検査は、当該無線局の免許人から、同項の規定により郵政大臣が通知した期日の一箇月前までに、当該無線局の無線設備等について第二十四条の二第一項の認定を受けた者が郵政省令で定めるところにより行つた当該認定に係る点検の結果を記載した書類の提出があつたときは、第一項の規定にかかわらず、その一部を省略することができる。

第七十三條の二を削る。

第七十六條第二項中「免許人が左の各号の一に」を「免許人(包括免許人を除く)が次の各号のいずれかに」に改め、同条第三項中「前項を前二項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 郵政大臣は、包括免許人が次の各号のいずれかに該当するときは、その包括免許を取り消すことができる。

一 第二十七條の五第一項第四号の期限(第二十七條の六第一項の規定による期限の延長があつたときは、その期限)までに特定無線局の運用を全く開始しないとき。

二 正当な理由がないのに、その包括免許に係るすべての特定無線局の運用を引き続き六箇月以上休止したとき。

三 不正な手段により包括免許若しくは第二十七條の八の許可を受け、又は第二十七條の九の規定による指定の変更を行つたとき。

四 第一項の規定による命令又は制限に従わな

いとき。

五 包括免許人が第五条第三項第一号に該当するに至つたとき。

第七十六條の次に次の一項を加える。

第七十六條の二 郵政大臣は、特定無線局について、その包括免許の有効期間中において同時に開設されていることとなる特定無線局の数の最大のものが当該包括免許に係る指定無線局数を著しく下回ることが確実であると認めるときは、その指定無線局数を削減することができる。この場合において、郵政大臣は、併せて包括免許の周波数の指定を変更するものとする。

第七十七條中「前二条を「前三条」に改める。

第九十九條の十一第一項第一号中「免許手続」の下に、「第二十四條の二第一項(事業者の点検能力の認定)、第二十七條の二(特定無線局)、第二十七條の四第二号(特定無線局の開設の根本的基準)、第二十七條の五第三項(包括免許の有効期間)を加え、「第七十三條の二第五項を「第二百一十八條第五項」に改め、「並びに第二百一十八條の十第四項」を「第二百一十八條の十四第一項」に改め、「告知等」の下に「並びに第二百一十八條の十八第一項(測定器等)」を加え、同項第三号中「及び第七十三條の二第五項」を「及び第二百一十八條の十八第五項」

に、「若しくは指定検査機関を「若しくは指定校正機関」に、「検査員を「校正員」に、「第七十三條の二第五項及び第二百一十八條の十七第六項を「第二百一十八條の十六第六項及び第二百一十八條の十八第五項」に、「指定検査機関若しくはセンターを「指定校正機関若しくはセンター」に、「第七十六條第二項及び第三項を「第七十六條第二項から第四項まで」に改め、「免許の取消し」の下に、「第七十六條の二の規定による指定無線局数の削減及び周波数の指定の変更を加え、同条第四号中「放送事項の変更の許可」の下に、「第二十七條の五第一項の規定による包括免許を加え、「第七十三條の二第一項の規定による指定検査機関の指定を削り、「又は第二百一十八條の十七第一項を「第二百一十八條の十七第一項に改め、「センターの指定の下に」又は第二百一十八條の十八第一項の規定による指定校正機関の指定を加える。

第九十九條の十二第六項中「第七十三條の二第五項を「第二百一十八條の十八第五項」に、「指定検査機関を「指定校正機関」に、「検査員を「校正員」に改める。

第二百一十八條第五項中「第七十三條第三項及び第五項」を「第七十三條第四項及び第六項」に改める。

第二百一十八條の次に次の一項を加える。

(指定校正機関)

第二百一十八條の十八 郵政大臣は、無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であつて郵政省令で定めるもの(以下この条において「測定器等」という)の校正を行い、又はその指定する者以下「指定校正機関」という)にこれを行わせることができる。

2 指定校正機関の指定は、前項の校正を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣又は指定校正機関は、第一項の校正を行つたときは、郵政省令で定めるところにより、その測定器等に校正をした旨の表示を付するものとする。

4 郵政大臣又は指定校正機関による校正を受けた測定器等以外の測定器等には、前項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

5 第三十八条の三、第三十八条の四、第三十八条の五第二項、第三十八条の六、第三十八条の七第二項及び第三十八条の八から第三十八条の十四までの規定は、指定校正機関について準用する。この場合において、第三十八条の三「前条第二項」とあるのは「第百二条の十八第二項」と、同条第一項(第四号を除く)、第三十八条の四第二項、第三十八条の五第二項、第三十八条の七第二項、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項並びに第三十八条の十四第二項及び第三十八条の技術基準適合証明とあるのは「校正」と、第三十八条の三第一項中「指定に係る区分の技術基準適合証明」とあるのは「校正」と、第三十八条の四第一項中「指定に係る区分の技術基準適合証明の業務を行う事務所の所在地並びに技術基準適合証明」とあるのは「校正の業務を行う事務所の所在地並びに校正」と、第三十八条の五第二項中「審査」とあるのは「校正」と、同項、第三十八条の六第二項及び第三十八条並びに第三十八条の七第二項中「証明」とあるのは「校正」と、第三十八条の七第二項の十四第二項第一号中「この章」とあるのは「第百二条の十八第五項において準用するこの章」と読み替えるものとする。

第百三条第一項中「実費の範囲内で」を「実費を勘案して」に改め、「指定検査機関が行う検査を受ける者にあつては当該指定検査機関を削り、後段を削り、第十二号を第十五号とし、第四号から第十二号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 第二十四条の二第一項の規定による認定を申請する者

五 第二十七条の三の規定による免許を申請する者

第百三条第一項に次の一号を加える。

十六 第百二条の十八第一項の規定による校正(指定校正機関が行うものを除く)を受ける者

第百三条第二項中、「指定試験機関又は指定検査機関を」又は「指定試験機関に」、「当該指定試験機関又は当該指定検査機関を」又は「当該指定試験機関に」を改める。

第百三条の二第二項中「第二項」の下に「並びに第二十七條の三」を加え、「以下この項において同じ。」を削り、同項ただし書を削り、同条第十一項中「第九項」を「第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第六項から第十項までを二項ずつ繰り下げ、同条第五項中「免許人」の下に「(包括免許人を除く)」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「第一項」を「第一項から第三項まで」に、「同項」を「当該各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 包括免許人は、前項の規定にかかわらず、包括免許の日の属する月の末日及びその後毎年その包括免許の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その前日)の属する月の末日現在において開設している特定無線局の数(以下この項及び次項において「開設無線局数」という)をその翌月の十五日までに郵政大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該包括免許の日又はその後毎年その包括免許の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間(包括免許の日が二月二十九日である場合においてその期間がうるう年の前年

の三月一日から始まるときは翌年の二月二十八日までの期間とし、当該包括免許の日又はその包括免許の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その翌日)から当該包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合はその期間とする。以下この項及び次項において同じ。)について、五百四十円に当該一年の期間に係る開設無線局数を乗じて得た金額(当該包括免許の日又はその包括免許の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その翌日)から当該包括免許の有効期間の満了の日までの期間が一年に満たない場合は、その額に当該期間の月数を十二で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない)。

3 包括免許人は、前項の規定によるもののほか、包括免許の日又はその後毎年その包括免許の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その翌日)から始まる各一年の期間において、当該包括免許の日の属する月の翌月以後の月の末日又はその後毎年その包括免許の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その前日)の属する月の翌月以後の月の末日現在において開設している特定無線局の数(以下この項において「開設無線局数」という)が当該一年の期間に係る開設無線局数(既にこの項の規定による届出があつた場合には、その届出の日以後においてはその届出に係る特定無線局の数)を超えたときは、当該開設している特定無線局の数を当該超えた月の翌月の十五日までに郵政大臣に届け出て、電波利用料として、当該届出が受理された日から起算して三十日以内に、当該超えた月から次の包括免許の日に応ずる日(応ずる日がない場合は、その前日)の属する月の前月まで又は当該包括免許の有効期間の満了の日の翌日の属する月の前月までの期間について、五百四十円にその超える特定無線局の数を乗じて得た金額に当該期間の月数を十二で除して得

た数を乗じて得た額に相当する金額を国に納めなければならない。

第百三条の四の次に次の一条を加える。

(特定無線局と通信の相手方を同じくする外国の無線局)

第百三条の五 包括免許人は、第二章、第三章及び第四章の規定にかかわらず、郵政大臣の許可を受けて、本邦内においてその包括免許に係る特定無線局と通信の相手方を同じくし、当該通信の相手方である無線局からの電波を受けることによつて自動的に選択される周波数の電波のみを発射する外国の無線局を運用することができ。

2 前項の許可の申請があつたときは、郵政大臣は、当該申請に係る無線局の無線設備が第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合していると認めるときは、これを許可しなければならない。

3 包括免許人の包括免許がその効力を失つたときは、当該包括免許人が受けていた第一項の許可は、その効力を失う。

4 包括免許人が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る無線局を当該包括免許人がその包括免許に基づき開設した特定無線局とみなして、第五章及び第六章の規定を適用する。ただし、第七十一条第二項、第七十六条第三項第一号及び第二号並びに第七十六条の二の規定を除く。

第百四条の四中、「指定試験機関又は指定検査機関を」又は「指定試験機関に」を改める。

第百九条の二中、第七十三条の二第五項を削る。

第百十条中第九号を第十号とし、第五号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

平成九年四月二十五日 参議院會議録第二十一号

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

一一一

定する改正規定の施行後十年を経過した場合において、改正後の第二十四条の二から第二十四条の八まで及び第三十一条の十八の規定の施行状況について検討を加え、電波監理の観点から必要があると思われる場合には、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月二十二日

商工委員長 木宮 和彦

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、内外の経済情勢を背景とした新たな事業分野の開拓の要請の一層の高まりにかんがみ、特定中小企業者の範囲を拡大するとともに、その資金調達を円滑にするための措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法(平成七年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二項第三項第一号中「除く」の下に「第三号において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 設立の日以後五年を経過していない法人若しくは事業を開始した日以後五年を経過していない個人であつて、前事業年度若しくは前年において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していない法人若しくは事業を開始した日以後一年を経過していない個人であつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員(個人にあつては、事業主及び従業員)の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

第七條の次に次の一条を加える。

(診断及び指導)
第七條の二 通商産業大臣は、特定中小企業者であつて、その事業の将来における成長発展を図るために積極的に外部からの投資を受けて事業活動を行うことが特に必要かつ適切なものとして通商産業省令で定める要件に該当するものに対して、その投資による資金調達の円滑な実施に必要な経営状況に関する情報の提供について診断及び指導を行うものとする。

第十條第一項中「特定中小企業者」を「第二條第三項第一号又は第二号に規定する特定中小企業者」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第七條の二に規定する特定中小企業者の設立

に際して発行する株式又は当該特定中小企業者の発行する新株を払込みにより個人が取得した場合で、当該株式について譲渡損失等が発生したときは、租税特別措置法で定めるところにより、当該譲渡損失等について繰越控除等の課税の特例の適用があるものとする。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三條及び第四條の規定は、平成十年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)
第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三條 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條の三を次のように改める。

(特定中小企業が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等)
第三十五條の三 租税特別措置法第三十七條の十三第一項に規定する特定中小会社(以下本項において「特定中小会社」という。)の同条第一項に規定する特定株式(以下本条において「特定株式」という。)を払込みにより取得(同法第二十九條の二第一項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下本条において同じ。)

をとした道府県民税の所得割の納税義務者(当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二條第十号に規定する会社に該当することとなる場合における当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。以下本条において同じ。)

について、租税特別措置法第三十七條の十三第一項に規定する適用期間(第四項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、本条及び前条第一項から第六項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五條の二第二項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき)市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五條の二第二項又は第三項の規定による申告書(第六項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)

を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認め

る適用期間(第四項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、本条及び前条第一項から第六項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五條の二第二項又は第三項の規定による申告書(その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき)市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額(本項の規定により前年において控除されたものを除く。)は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五條の二第二項又は第三項の規定による申告書(第六項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下本項において同じ。)

を提出した場合(市町村長においてやむを得ない事情があると認め

る適用期間(第四項において「適用期間」という。)内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、本条及び前条第一項から第六項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

る場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第三十七條の十三第五項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る前条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除しきれない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

5 第三項の規定の適用がある場合における前条第一項から第五項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。

6 第四十五條の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第三項の規定の適用を受け

ようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができるときに限り、この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは、附則第三十五條の三第四項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額と、三月十五日までに、第一項の「とあるのは」三月十五日までに、自治省令の定めるところによつて、同条第三項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、第三百十七條の二第四項とあるのは「同条第九項において準用する同条第六項において準用する第三百十七條の二第四項」と読み替へるものとする。

7 第三項の規定の適用がある場合における第四十五條の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七條の十三第八項において準用する所得税法第二百三十三條第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五條の三第六項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五條の三第六項において準用する前条第四項」と、同条第三十五條の三第六項において準用する前条第四項」とする。

8 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第四項に

規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第一項及び第三項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

9 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項から第六項まで」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項から第六項まで」と、第二項中「第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」と、「第四十五條の三第一項」とあるのは「第三百十七條の三第一項」と、第三項中「第四十五條の二第一項」とあるのは「第三百十七條の二第一項」と、「前条第一項後段」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項後段」と、第四項中「前条第一項」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項」と、第五項中「前条第一項から第五項まで」とあるのは「前条第七項において準用する同条第一項から第五項まで」と、「次条第三項」とあるのは「次条第九項において準用する同条第三項」と、第六項中「第四十五條の二第四項」とあるのは「第三百十七條の二第四項」と、「附則第三十五條の三第四項」とあるのは「附則第三十五條の三第九項において準用する同条第四項」と、「第三百十七條の二第四項」とあるのは「同条第九項において準用する同条第六項」と読み替へる」とあるのは「読み替へる」と、第七項中「第四十五條の三」とあるのは「第三百十七條の三」と、「附則第三十五條の三第六項」とあるのは「附則第三十五條の三第九項において準用する同条第六項」と読み替へるものとする。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）附則第三十五條の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、この法律の施行の日以後に払込みにより取得をする租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第 号）による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十八号）第三十七條の十三第一項に規定する特定株式に係る新地方税法附則第三十五條の三第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する損失の金額として政令で定める金額及び同条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。

審査報告書

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成九年四月二十二日

参議院議長 斎藤 十朗殿
労働委員長 勝木 健司

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、東京一極集中の是正等に資するため、労働福祉事業団の主たる事務所の所在地を東京都から川崎市に変更するとともに、監事が理事長又は労働大臣に意見を提出することができるようにするほか、理事及び監事の任期を四年から二年に変更することなど所要の改正を行おうとするものであり、妥当な措置と認めらる。

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度

平成九年四月二十五日 参議院會議録第二十一号

労働保険特別会計予算の労災勘定に約十三億千
百万円が計上されている。

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年四月十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案

労働福祉事業団法の一部を改正する法律
案(昭和三十一年法律第百二十
六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「東京都」を「川崎市」に改める。
第九條に次の一項を加える。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると
認めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提
出することができる。

第十一条第一項本文を次のように改める。

理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の
任期は、二年とする。

第二十三條中「七月三十一日」を「五月三十一日」
に改める。

第三十九條及び第四十條中「三万円」を「二十万
円」に改める。

第四十一條中「一万円」を「十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第三条第一項の改正規定は、平成十年三
月三十一日までの間において政令で定める日か
ら施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に労働福祉事業団
の理事又は監事である者の任期については、な
お従前の例による。

労働福祉事業団法の一部を改正する法律案 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律案
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰
則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の
一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月二十四日

労働委員長 勝木 健司
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、労働者の職業能力の開発及び向
上を促進するため、高度職業訓練を実施するた
めの施設としての職業能力開発大学校及び職業
訓練指導員の養成、職業能力の開発・向上に関
する調査・研究等の業務を総合的に行うための
施設としての職業能力開発総合大学校を設置す
るとともに、労働者が自ら職業に関する教育訓
練等を受ける機会を確保するために事業主の講
置る措置等を明確化するものであり、妥当な措
置と認める。

二、費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度
労働保険特別会計予算の雇用勘定に約三億円が
計上されている。

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の
一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。
平成九年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の
一部を改正する法律案
職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法
の一部を改正する法律

(職業能力開発促進法の一部改正)

第一条 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律
第六十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第五節 職業訓練指導員等(第二十七
条 第三十條の二)」を「第六節 職業訓練指導
員等(第二十七條の二 第三十條の二)」に改め
る。

第一条中「施策」の下に「並びに労働者が自ら
職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受け
る機会を確保するための施策」を加える。
第三条中「応じつつ」を「応じ、かつ、労働者
の自発的な職業能力の開発及び向上のための努
力を助長するように配慮しつつ」に改める。

第三条の二第一項中「職業訓練にあつては
訓練を受ける労働者の自発的な職業能力の開発
及び向上のための努力を助長するように配慮し
て行われを削る。

第四条第一項中「ともに」の下に「その労働者
が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定
を受ける機会を確保するために必要な援助その
他を加え、同条第二項中「並びに」の下に「労働
者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検
定を受ける機会を確保するために事業主の行う
援助その他を、」を「される職業訓練の実施」の下
に「労働者が自ら職業に関する教育訓練又は
職業能力検定を受ける機会を確保するための援
助」を加える。

第八条中「及び第十條」を「から第十條の二ま
で」に改める。

第十條第一項第三号及び同条第二項を削り、
同条の次に次の一條を加える。

第十條の二 事業主は、前一條の措置によるほ
か、必要に応じ、その雇用する労働者が自ら
職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受け
る機会を確保するために必要な次に掲げる
援助を行うこと等によりその労働者の自発的
な職業能力の開発及び向上を促進するものと
する。

一 有給教育訓練休暇、長期教育訓練休暇そ
の他の休暇を付与すること。
二 始業及び終業の時刻の変更その他職業に
関する教育訓練又は職業能力検定を受ける
時間を確保するために必要な措置を講ずる
こと。

2 前項第一号の有給教育訓練休暇とは、職
業人としての資質の向上その他職業に関す
る教育訓練を受ける労働者に対して与えら
れる有給休暇(労働基準法(昭和二十二年法律
第四十九号)第三十九條の規定による年次有
給休暇として与えられるものを除く。)をい
う。

3 第一項第一号の長期教育訓練休暇とは、職
業人としての資質の向上その他職業に関する
教育訓練を受ける労働者に対して与えられる
休暇であつて長期にわたるもの(労働基準法
第三十九條の規定による年次有給休暇として
与えられるもの及び前項に規定する有給教育
訓練休暇として与えられるものを除く。)をい
う。

第十一条中「前二條を」前三條に改める。
第十二條第二号中「及び第十條」を「から第十
條の二まで」に改める。

第十五條の二第二項中「職業訓練及び」の下に
「労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業
能力検定を受ける機会を確保するために必要な
援助その他を加える。

第十五條の三中「第十條第二項」を「第十條の
二第二項」に改め、「付与」の下に「その他の労働
者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検

号を加える。

(土地収用法の一部改正)

第十条 土地収用法(昭和二十六年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二十三号中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改める。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第十一条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ト中「職業能力開発短期大学校」の下に、「職業能力開発大学校」を加える。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第十二条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「行う職業訓練の下に」(職業能力開発総合大学校の行うものを含む。次条第三項において同じ。を加える。

(炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法の一部改正)

第十三条 炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法(昭和三十四年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「職業訓練」の下に「職業能力開発総合大学校の行うものを含む。次条第三号において同じ。」を加える。

(障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正)

第十四条 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百三十三号)の一部を次のように改正する。

第九条の八第二項中「及び」を「並びに」に改め、「の公共職業能力開発施設の下に」及び同法第二十七条の職業能力開発総合大学校を加え、「公共職業能力開発施設」を「公共職業能力

開発施設等」に改める。

第八十二条中「公共職業能力開発施設」を「公共職業能力開発施設等」に改める。

(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部改正)

第十五条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「職業訓練」の下に「職業能力開発総合大学校の行うものを含む。」を加える。

(沖繩振興開発特別措置法の一部改正)

第十六条 沖繩振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第四十二条第二項中「職業訓練」の下に「職業能力開発総合大学校の行うものを含む。」を加える。

(雇用保険法の一部改正)

第十七条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「行う職業訓練」の下に「職業能力開発総合大学校の行うものを含む。」を加える。

第六十三条第一項第二号中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改め、「指導員訓練」の下に「又は職業訓練」を加え、同項第四号中「第十条第二項」を「第十条の二第二項」に改め、同項第五号中「公共職業能力開発施設」の下に「又は職業能力開発総合大学校」を加える。

(国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正)

第十八条 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法(昭和五十二年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「職業訓練」の下に「職業能力

開発総合大学校の行うものを含む。次項第三号において同じ。」を加える。

第六条の二第一項中「行う職業訓練」の下に「職業能力開発総合大学校の行うものを含む。次項第三号において同じ。」を「含む。」との下に、「公共職業能力開発施設」の「職業訓練」の「とあるのは」を「職業訓練」に改める。

(本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法の一部改正)

第十九条 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項及び第十八条中「行う職業訓練」の下に「職業能力開発総合大学校の行うものを含む。」を加える。

(特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法の一部改正)

第二十条 特定不況業種等関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法(昭和五十八年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「職業訓練」の下に「職業能力開発総合大学校の行うものを含む。次項第三号において同じ。」を加える。

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正)

第二十一条 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改める。

(消費税法の一部改正)

第二十二条 消費税法(昭和六十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

別表第一第十一号二「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に、「職業能力開発短期大学校」を「職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校」に改める。

審査報告書

日本私立学校振興・共済事業団法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月二十二日

文教委員長 清水嘉子
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進し、あわせて私立学校教育の振興に資するため、日本私立学校振興財団及び私立学校教職員共済組合を解散して日本私立学校振興・共済事業団を設立し、同事業団に、私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため、補助金の交付・資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行わせるとともに、私立学校教職員の福利厚生を図るため、私立学校教職員共済制度を運営する業務を行わせようとするもので、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に、日本私立学校振興財団及び私立学校教職員共済組合(両法人が解散し、日本私立学校振興・共済事業団が設立された場合には同事業団)に対する補助金等三千二百八十六億三千三百万円が計上されている。

日本私立学校振興・共済事業団法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月十一日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

日本私立学校振興・共済事業団法案
日本私立学校振興・共済事業団法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
第二章 役員等(第九条―第二十一条)
第三章 業務(第二十二条―第二十六条)
第四章 財務及び会計(第二十七条―第三十七条)
第五章 監督(第三十八条・第三十九条)
第六章 雑則(第四十条・第四十一条)
第七章 罰則(第四十二条―第四十四条)
附則

第一章 総則

(設立の目的)

第一条 日本私立学校振興・共済事業団は、私立学校の教育の充実に及び向上並びにその経営の安定並びに私立学校教職員の福利厚生を図るため、補助金の交付、資金の貸付けその他私立学校教育に対する援助に必要な業務を総合的かつ効率的に行うとともに、私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「共済法」という。)の規定による共済制度を運営し、もって私立学校教育の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 私立学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二条第二項に規定する私立学校をいう。

二 学校法人 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

三 準学校法人 私立学校法第六十四条第四項の法人をいう。

四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。

五 各種学校 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。

(法人格)

第三条 日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 事業団は、主たる事務所を東京都に置く。

2 事業団は、文部大臣の認可を受けて、必要に地に従たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第五条 事業団の資本金は、附則第六条第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(登記)

第六条 事業団は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第七条 事業団でない者は、日本私立学校振興・共済事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、事業団について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第九条 事業団に、役員として、理事長一人、理事十二人以内及び監事二人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第十条 理事長は、事業団を代表し、その業務を

総理する。

2 理事長は、理事長の定めるところにより、事業団を代表し、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は文部大臣に意見を提出することができる。

(役員任期)

第十一条 理事長及び監事は、文部大臣が任命する。

2 理事は、文部大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員任期)

第十二条 役員任期は、二年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(役員欠格事項)

第十三条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く)は、役員となることができない。

(役員解任)

第十四条 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条の規定により役員となることのできない者に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 文部大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 理事長は、前項の規定により理事を解任しよとするとときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼任禁止)

第十五条 役員非常勤の者を除くは、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、文部大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十六条 事業団と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(運営審議会)

第十七条 事業団に、運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項(共済業務(第二十二條第一項第六号から第八号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。))のみに係るものを除く)について審議する。

3 審議会は、前項の事項に関し、理事長に対して意見を述べることができる。

4 審議会は、十人以内の委員で組織する。

5 委員は、事業団の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、文部大臣の承認を受けて、理事長が任命する。

6 第十二条の規定は、委員について準用する。

7 委員の互選により会長として定められた者は、審議会の会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

(共済運営委員会)

第十八条 共済業務の適正な運営を図るため、共済法の定めるところにより、事業団に共済運営委員会を置く。

(共済審査会)

第十九条 共済法第十四条第一項に規定する加入者の資格に関する決定等に対する不服を審査するため、共済法の定めるところにより、事業団

に共済審査会を置く。

(職員)の任命)

第二十条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員)の公務員たる性質)

第二十一条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務)

第二十二条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 私立学校の教育に必要な経費に対する国の補助金で政令で定めるものの交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、補助金を交付すること。

二 学校法人又は準学校法人に対し、その設置する私立学校又は職業に必要な技術の教授を目的とする私立の専修学校若しくは各種学校で政令で定めるものの施設の整備その他経営のため必要な資金を貸し付け、及び私立学校教育(私立の専修学校及び各種学校の教育を含む。以下この項において同じ。)に関連してその振興上必要と認められる事業を行う者に對し、その事業について必要な資金を貸し付けること。

三 私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う学校法人、準学校法人その他の者に對し、その事業について助成金を交付すること。

四 私立学校教育の振興のための寄付金を募集し、管理し、及び学校法人、準学校法人その他私立学校教育の振興上必要と認められる事業を行う者に對し、その配付を行うこと。

五 私立学校の教育条件及び経営に關し、情報の収集、調査及び研究を行い、並びに関係者の依頼に應じてその成果の提供その他の指導を行うこと。

六 共済法第二十条第一項に規定する短期給付を行うこと。

七 共済法第二十条第二項に規定する長期給付を行うこと。

八 共済法第二十六条第一項に規定する福祉事業を行うこと。

九 第一号から第五号までの業務に附帯する業務を行うこと。

2 事業団は、前項の規定により行う業務のほか、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の規定による拠出金、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)の規定による拠出金及び国民年金法(昭和二十四年法律第四十一号)の規定による基礎年金拠出金の納付に關する業務を行う。

3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二 共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。

三 私立学校の教育の充実及び向上並びにその経営の安定を図るため必要な業務を行うこと。

4 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十二条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

5 事業団は、第三項第三号の業務を行おうとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

(共済規程)

第二十三条 事業団は、共済法の定めるところにより、共済業務に關する重要事項について、共済規程を定めなければならない。

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十四条 事業団は、助成業務(第二十二條第一項第一号から第五号まで及び第九号並びに同

条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。)の執行に關し必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2 事業団は、共済業務の執行に關して必要な事項を共済運営規則で定めなければならない。

3 事業団は、助成業務方法書又は共済運営規則を変更しようとするときは、文部大臣の認可を受けなければならない。

4 助成業務方法書及び共済運営規則に記載すべき事項は、文部省令で定める。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十五条 補助金等に係る予算の執行の適正化に關する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十條第一項及び第二項、第十七條第一項、第十八條第一項及び第二項、第十九條から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十二條第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十條第一項及び第二項、第十八條第一項及び第二項、第十九條第三項、第二十條、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七條第一項中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十九條第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替へるものとする。

(貸付業務の委託)

第二十六条 事業団は、文部大臣の認可を受け、銀行その他の金融機関に第二十二條第一項第二号の業務の一部を委託することができる。

2 事業団は、前項の規定により銀行その他の金融機関に業務の一部を委託しようとするときは、その金融機関に對し、当該委託業務に關する準則を示さなければならない。

第四章 財務及び會計

(事業年度)

第二十七条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(事業計画等の認可)

第二十八条 事業団は、毎事業年度、事業計画、予算及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、文部大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十九条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表等)

第三十条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、これに当該事業年度の業務報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書(以下この条において「業務報告書等」という。)を添え、監事の意見を付けて、決算完結後二月以内に文部大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、財務諸表及び業務報告書等に監事の意見を付けて、決算完結後一月以内に、これを審議会及び共済運営委員会に提出しなければならない。

3 事業団は、第一項の規定による文部大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び附屬明細書並びに業務報告書等を各事務所に備えて置かなければならない。

(区分経理)

第三十一条 事業団の経理については、次の各号ごとに区分し、それぞれ勘定を設けて整理しなければならない。

- 一 助成業務に係る経理
- 二 第二十二條第一項第六号の業務、同条第二

項に規定する老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金の納付に関する業務並びに同条第三項第一号の業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く。)

三 第二十二條第一項第七号の業務及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金の納付に関する業務に係る経理(第五号に掲げるものを除く。)

四 第二十二條第一項第八号及び同条第三項第二号の業務に係る経理

五 第二号及び第三号に掲げる業務に係る事務に係る経理

2 附則第六條第四項の規定により政府から出資があつたものとされた金額及び第五條第二項の規定により政府が出資する金額に係る経理は、前項第一号の経理に係る勘定において行ふものとする。

(利益及び損失の処理)

第三十二條 事業団は、前条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額のうち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、前条第一項第一号の経理に係る勘定において、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 前二項の規定は、前条第一項第二号から第五号までの経理に係る勘定について準用する。この場合において、第一項中「その残余の額のうち、翌事業年度において第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額を控除した額」とあるのは、「その残余の額」と読み替へるものとする。

4 前条第一項第一号の経理に係る勘定における利益金の計算の方法に關し必要な事項は、文部省令で定める。

(借入金及び私学振興債券)

第三十三條 事業団は、助成業務に必要な費用に充てるため、文部大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は私学振興債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、文部大臣の認可を受けて、これを借り換へることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 事業団は、共済業務に必要な費用に充てるため、短期借入金及び長期借入金をしてはならない。ただし、私立学校教職員福利厚生を図るため必要な場合において、文部大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

5 第二項及び第三項の規定は、前項ただし書の規定による短期借入金について準用する。

6 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

7 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

8 事業団は、文部大臣の認可を受けて、債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

9 商法明治三十二年法律第四十八号(第三百九条、第三百十條及び第三百十一條の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社について準用する。

10 第一項及び第六項から前項までに定めるもの

のほか、債券に關し必要な事項は、政令で定める。

(償還計画)

第三十四條 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画を立てて、文部大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十五條 事業団は、次の方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債、地方債その他文部大臣の指定する有価証券の取得

二 銀行その他文部大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

2 事業団は、前項の規定にかかわらず、政令で定める方法により、第三十一條第一項第二号から第四号までの経理に係る勘定に属する業務上の余裕金を運用することができる。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十六條 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、文部大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(文部省令への委任)

第三十七條 この法律及びこの法律に基づく政令に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、文部省令で定める。

第五章 監督

第三十八條 事業団は、文部大臣が監督する。

2 文部大臣は、この法律又は共済法を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十九條 文部大臣は、この法律又は共済法を

施行するため必要があると認めるときは、事業団に対してその業務及び資産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団の事務所その他の施設に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

4 厚生大臣は、事業団に対し、随時、共済業務及びこれに係る資産の状況について報告をさせることができる。

第六章 雑則

(解散)

第四十條 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十一條 文部大臣は、次の場合には、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第二十二條第五項、第二十四條第三項、第二十六條第一項、第二十八條、第三十三條第一項、第二項ただし書若しくは第三十四條第三項の規定による認可(第二十四條第三項に係るものに、第二十八條の規定による認可にあつては第三十一條第一項第一号、第三十四條の規定による認可にあつては第三十一條第一項第一号の経理に係るものに限る。)をしようとするとき。

二 第二十四條第四項の規定により助成業務方法書に記載すべき事項について文部省令を定めようとするとき、又は第三十二條第四項若しくは第三十七條の規定により文部省令を定めようとするとき。

三 第三十条第一項又は第三十六条の規定による承認第三十条第一項の規定による承認にあつては、第三十一条第一項第一号、第三号又は第五号の經理に係るものに限る。をしようとするとき。

四 第三十五条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十二条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律により文部大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第六条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二條第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

四 第三十条第三項の規定に違反して、公告を怠り、又は不実の公告をしたとき。

五 第三十五条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十八条第二項の規定による文部大臣の命令に違反したとき。

第四十四条 第七条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 文部大臣は、事業団の理事長となるべき

者及び監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長となるべき者及び監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 文部大臣は、設立委員を命じて、次項及び第四項に規定する事務その他の事業団の設立に関する事務を処理させる。

2 設立委員は、あらかじめ附則第五条第一項の規定による解散前の日本私立学校教職員共済組合の意見を聴いて、助成業務方法書を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

3 文部大臣は、前項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

4 設立委員は、あらかじめ附則第五条第一項の規定による解散前の日本私立学校教職員共済組合の運営審議会の意見を聴いて、共済規程及び共済運営規則を作成し、文部大臣の認可を受けなければならない。

5 第二項の規定により作成された助成業務方法書並びに前項の規定により作成された共済規程及び共済運営規則は、事業団の成立の時に於いて、それぞれ、事業団の助成業務方法書並びに共済規程及び共済運営規則となるものとする。

6 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を文部大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 事業団は、前条第六項の規定による届出があつたときは、平成十年一月一日に成立する。

(私立学校教職員共済組合の解散等)

第五条 私立学校教職員共済組合は、事業団の成立の時に於いて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度は、私立学校教職員共済組合の解散の日の前日に終わるものとする。

3 私立学校教職員共済組合の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により私立学校教職員共済組合が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(日本私立振興財団の解散等)

第六条 日本私立振興財団は、事業団の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時に於いて事業団が承継する。

2 日本私立振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度は、日本私立振興財団の解散の日の前日に終わるものとする。

3 日本私立振興財団の平成九年四月一日に始まる事業年度に係る決算及び財務諸表については、なお従前の例による。この場合において、当該決算の完結の期限は、解散の日から起算して二月を経過する日とする。

4 第一項の規定により事業団が日本私立振興財団の権利及び義務を承継したときは、その承継の際における日本私立振興財団に対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 第一項の規定により日本私立振興財団が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第七条 附則第五条第二項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に伴う不動産の登記については、登録免許税を課さない。

2 附則第五条第一項及び前条第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承

継に係る不動産又は自動車の取得に対しては、不動産取得税若しくは土地の取得に対して課する特別土地保有税又は自動車取得税を課することができない。

3 附則第五条第一項の規定により事業団が権利を承継し、かつ、引き続き保有する土地のうち、私立学校教職員共済組合が昭和四十四年一月一日前に取得したもの及び地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七十一条に規定する市街化区域内に所在する土地以外の土地で同日において私立学校教職員共済組合が当該土地を取得した日以後十年を経過したものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税を課することができない。

(職員の身分の取扱い)

第八条 事業団は、附則第五条第一項の規定により解散する私立学校教職員共済組合及び附則第六条第一項の規定により解散する日本私立振興財団の職員を引き継ぎ事業団の職員としての身分を取得するように措置しなければならない。

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現に日本私立学校振興・共済事業団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十条 事業団の最初の事業年度は、第二十七条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、平成十年三月三十一日に終わるものとする。

第十一条 事業団の最初の事業年度の事業計画、予算及び資金計画については、第二十八条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(区分經理の特例)

第十二条 事業団は、第三十一条第一項第一号の經理に係る勘定において第三十二条第一項に規

定する残余を生じたときは、第三十一条第一項の規定にかかわらず、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)附則第七項に規定する費用等で政令で定めるものに充てるため、その残余の額の一部を第三十一条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れることができる。この場合において、第三十一条第一項中「第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額」とあるのは、「第二十二條第一項第三号の助成金の財源に充てられる額及び前条第一項第三号の経理に係る勘定に繰り入れられる額」とする。

(私立学校等の特例)

第十三条 この法律(第二十二條第一項第一号を除く。)において、私立学校には、当分の間、学校教育法第二百一条第一項の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定によりこれらの学校を設置する学校法人以外の者を含むものとする。

第十四条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)附則第十八條第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合における第二十二條第二項及び第三十一條第一項第三号の規定の適用については、第二十二條第二項中「及び国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金」とあるのは、「国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による拠出金」と、第三十一條第一項第三号中「及び同条第二項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金」とあるのは「並びに同条第二

項に規定する国民年金法の規定による基礎年金拠出金及び厚生年金保険法の規定による拠出金」とする。

(日本私学振興財団法の廃止)

第十五条 日本私学振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)は、廃止する。

(日本私学振興財団法の廃止に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定の施行前に同条の規定による廃止前の日本私学振興財団法(第一條、第十二條、第十七條及び第十八條を除く。)の規定によりした処分、手続その他の行為は、この法律中の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第十七条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

私立学校教職員共済法

目次中「第六條の二」を「第六條」に、「第二章 役員(第七條―第十一條)を「第二章 削除」に、「運営審議会」を「共済運営委員会」に、「組合員」を「加入者」に、「業務」を「給付及び福祉事業」に、「第一節 総則(第十八條―第十九條)」を「第一節 削除」に、「審査会」を「共済審査会」に、「第八章 会計(第三十九條―第四十一條)」を「第九章 監督(第四十二條―第四十五條)」を「第八章及び第九章 削除」に、「第五十條―第五十三條」を「第五十條、第五十一條」に改める。

第一条を次のように改める。

(目的)

第一条 この法律は、私立学校教職員の相互扶助事業として、私立学校教職員の病氣、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病氣、負傷、出産、死亡若しくは災害に関する給付及び福祉事業

を行う共済制度(以下「私立学校教職員共済制度」という。)を設け、私立学校教職員の福利厚生を図り、もつて私立学校教育の振興に資することを目的とする。

第四条を削る。

第三条の見出しを「(共済規程)」に改め、同条第一項を次のように改める。

事業団は、共済規程をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

- 一 共済運営委員会に関する事項
- 二 加入者に関する事項
- 三 共済業務(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第 号。以下「事業団法」という。)第十七條第二項に規定する共済業務をいう。以下同じ。)及びその執行に関する事項
- 四 掛金及び特別掛金に関する事項
- 五 共済審査会に関する事項
- 六 共済業務に係る資産の管理その他財務に関する事項
- 七 共済業務に係る会計に関する事項
- 八 その他共済業務に関する重要事項

第三條第二項中「定款」を「共済規程」に改め、同条を第四條とする。

第二条を削り、第一条の二を第三條とし、第一条の次に次の一條を加える。

(管理)

第二条 私立学校教職員共済制度は、日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。)が、管理する。

第五条を削る。

第八条中「組合の」を「この法律に基づく」に改め、同条を第五條とする。

第六条の二中「組合を」事業団に、「基く」を「基づく」に、「組合員を」加入者に改め、同条を第六條とする。

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第七條から第十一條まで 削除

第三章の章名を次のように改める。

第三章 共済運営委員会

第十二條の見出しを「(共済運営委員会)」に改め、同条第一項中「組合の業務を」共済業務に、「組合に」運営審議会を「事業団に共済運営委員会」に改め、同条第二項中「運営審議会を」共済運営委員会に、「組合員を」加入者に、「組合の業務を」共済業務に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十二條に次の一項を加える。

5 第二項の委員は、再任されることができ

る。

第十三條の見出しを「(共済運営委員会の職務)」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる事項については、事業団の理事長(以下単に「理事長」という。)は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。

一 共済規程の変更

二 共済運営規則(事業団法第二十四條第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。)の変更

三 共済業務に係る毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画

四 共済業務に係る重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五 共済業務に係る訴訟又は審査請求その他不服申立ての提起及び和解

六 その他共済業務に関する重要事項で共済規程で定めるもの

第十三條第二項中「運営審議会」を「共済運営委員会は、共済業務に関し」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第七條から第十一條まで 削除

第三章の章名を次のように改める。

第三章 共済運営委員会

第十二條の見出しを「(共済運営委員会)」に改め、同条第一項中「組合の業務を」共済業務に、「組合に」運営審議会を「事業団に共済運営委員会」に改め、同条第二項中「運営審議会を」共済運営委員会に、「組合員を」加入者に、「組合の業務を」共済業務に改め、同条第四項を次のように改める。

4 第二項の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十二條に次の一項を加える。

5 第二項の委員は、再任されることができ

る。

第十三條の見出しを「(共済運営委員会の職務)」に改め、同条第一項を次のように改める。

次に掲げる事項については、事業団の理事長(以下単に「理事長」という。)は、あらかじめ、共済運営委員会の意見を聴かなければならない。

一 共済規程の変更

二 共済運営規則(事業団法第二十四條第二項に規定する共済運営規則をいう。以下同じ。)の変更

三 共済業務に係る毎事業年度の事業計画、予算及び資金計画

四 共済業務に係る重要な財産の処分又は重大な義務の負担

五 共済業務に係る訴訟又は審査請求その他不服申立ての提起及び和解

六 その他共済業務に関する重要事項で共済規程で定めるもの

第十三條第二項中「運営審議会」を「共済運営委員会は、共済業務に関し」に改める。

第四章の章名を次のように改める。

第四章 共済事業団法

平成九年四月二十五日 参議院會議録第二十一号

日本私立学校振興・共済事業団法案

二二

る。

第二條第二項第 二號(イ、ロ及 ハ以外の部分 に限る。)	組合員	加入者私立学校教職員共済 法第十四条第一項に規定する 加入者をいう。以下同じ。
第二條第一項第 四號	職員が	教職員等(私立学校教職員共 済法第十四条第一項に規定す る教職員等をいう。以下同 じ)が
	職員で	教職員等で
	職員と	教職員等と

員」とあるのは「任意継続加入者」と、「特例退職組合員」とあるのは「特例退職加入者」とを加え

第二十五条の表第七十四条第二項の項中欄中「除く。」の下に「が支給する年金である給付、私立学校教職員共済法による年金である給付を加え、同項下欄中「共済組合」の下に「が支給する年金で

当該組合	被保険者を含む
加入者	被保険者をいう

第二十五条の表第七

ある給付を加え、同項の次に次のように加える。

第七十四条第四項	給付、私立学校教職員共済法による年金である給付	給付
第七十四条の二第二項及び第三項	給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付	給付

第二十五条の表第七十四条の四の項の次に次のように加える。

第七十六条第一項各号列記以外の部分	組合員期間	加入者期間(私立学校教職員共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。)
-------------------	-------	---

第二十五条の表第七十七条第一項の項中

平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。)

(私立学校
二十三条に
与月額をい
を

平均標準報酬月額(組合員期間の計算の基礎となる各月の掛金の標準となつた標準報酬の月額を平均した額をいう。以下同じ。)

に改め、同項

の次に次のように加える。

第七十九条第三項	給付、私立学校教職員共済法による年金である給付	給付
----------	-------------------------	----

第二十五条の表第八十条第一項の項中「除く。」の下に「若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの」を加え、同表第二百二十六条の五第二項の項中

掛金及び国の負担金の合算額

掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)

掛金及び国の負担金の合

を

算額

掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)

に改め、同表第二百二十六条の五第五項第一号の二の項の

次に次のように加える。

第二百二十六条の五第五項第四号

組合員(組合員、私学共済制度の加入者)	加入者(組合員)
---------------------	----------

第二十五条の表中

附則第十二条第一項	大蔵省令で定める要件	組合員が、文部省令で定める要件
附則第十二条第二項	大蔵省令で定める要件	文部大臣の認可を受けた場合
附則第十二条第三項	大蔵省令で定めるところ	文部省令で定めるところ
附則第十二条第四項	二以上の	他の
附則第十二条第五項	をを含む	をいう
附則第十二条第六項	掛金及び国の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)

を

附則第十二条第一項	大蔵省令で定める要件	事業団が、文部省令で定める要件
附則第十二条第二項	大蔵省令で定めるところ	文部大臣の認可を受けた場合
附則第十二条第三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第二十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第三十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第四十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第五十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第六十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第七十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第八十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十一項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十二項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十三項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十四項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十五項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十六項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十七項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十八項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第九十九項	大蔵省令で定めるところ	加入者
附則第十二条第一百項	大蔵省令で定めるところ	加入者

に改める。

附則第十二条第五項	組合員、私学共済制度の加入者を含む	組合員
	特別退職組合員の標準報酬	特別退職加入者の標準給与をいう
附則第十二条第六項	標準報酬の月額に	標準給与の月額に
	当該特別退職組合員の属する特定共済組合の短期給付	短期給付
附則第十二条第七項	組合員	加入者
	特別退職組合員を標準報酬の月額に	特別退職加入者を標準給与の月額に
附則第十二条第八項	定款	共済規程
	当該特定共済組合が、その者	その者
附則第十二条第九項	掛金及び国の負担金の合算額	掛金(老人保健法の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金に係る掛金を含む。)
	定款	共済規程
附則第十二条第十項	当該特定共済組合に	事業団に
	任意継続組合員とみなして	任意継続加入者とみなして

第二十五条の表附則第十二条第七項の項の次に次のように加える。

附則第十二条第九項

特別退職組合員

任意継続加入者

とみなして

第二十五条の表附則第十二条第十項の項及び附則第十三条の十第三項の項中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同表附則第十三条の十第五項の項中「私立学校教職員共済組合法第六条」を「私立学校教職員共済法第五条」に改める。

第二十六条中「組合は、第十八条第一項第三号に掲げる事業として、次の各号に」を「事業団は、加入者の福祉を増進するため、次に」に「組合員を」加入者」に、「定款」を「共済規程」に

改め、同条に次の一項を加える。

2 事業団は、加入者であつた者の福祉を増進するため、前項各号に掲げる事業に準ずる事業であつて政令で定めるものを行うことができる。

第二十七条第一項中「組合を」事業団」に、「その業務を」共済業務」に、「あつて」を「充て」に改め、同条第二項中「組合員期間を」加入者期間」に改め、同条第三項中「組合員を」加入者」に、「定款」を「共済規程」に改める。

第二十八条第一項中「組合員を」加入者」に改め、同条第二項中「組合員を」加入者」に改め、「において」の下に「読み替えて」を加え、「任意継続組合員を」任意継続加入者」に、「組合を」事業団」に改める。

第二十九条第一項中「組合員を」加入者」に、「組合を」事業団」に改め、同条第二項中「組合員を」加入者」に改め、同条第三項中「組合員を」加入者」に、「組合を」事業団」に、「第二十六條第五号」を「第二十六條第一項第五号」に改める。

第二十九条の二中「次の各号に」を「次に」に、「組合員を」加入者」に改める。

第三十条第一項中「組合を」事業団」に改め、同条第二項中「組合を」事業団」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「組合を」事業団」に、「財産差押」を「財産差押え」に、「但し」を「ただし」に改める。

第三十一条第一項中「一」を「いずれかに」に、「組合を」事業団」に改め、同条第二項及び第三項中「組合を」事業団」に改める。

第三十二条第二項中「組合を」事業団」に改める。

第三十三条の二第一項中「組合を」事業団」に、「第十八條第二項」を「事業団法第二十二條第二項」に改め、同条第二項中「組合員を」加入者」に改め、「第二十五条において」の下に「読み替えて」を加え、「任意継続組合員を」任意継続加入者」に、「特別退職組合員を」特別退職加入者」に改め、同条第三項中「組合員を」加入者」に、「定款」を「共済規程」に改め、同条第五項中「組合員を」加入者」に改める。

第三十五条第一項及び第二項中「組合を」事業団」に改め、同条第三項中「組合の」を「事業団の共済業務に係る」に改め、同条第四項中「組合の業務を」事業団の共済業務」に改める。

第七章の章名を次のように改める。

第七章 共済審査会

第三十六条第一項中「組合員を」加入者」に、「組合員期間を」加入者期間」に、「審査会を」共済審査会」に改める。

第三十七条の見出しを「(共済審査会)」に改め、同条第一項中「審査会は、組合を」共済審査会は、事業団」に改め、同条第二項中「審査会を」共済審査会」に改め、同条第三項中「組合員を」加入者」に改め、同条第四項中「第九條第三項及び第四項」を「第十二條第四項及び第五項」に改める。

第三十八条中「審査会」を「共済審査会」に改め、「第百五条第一項中」の下に「組合員」とあるのは「加入者」とを加え、「組合を」事業団」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第八章及び第九章を次のように改める。

第三十九条から第四十五条まで 削除

第四十六条中「組合を」事業団」に改める。

第四十七条の見出し中「組合を」事業団」に改め、同条第一項中「組合は」を「事業団は」に、「組合員を」加入者」に、「組合又は」を「事業団又は」に、「組合の業務を」共済業務」に改める。

第四十七條の二中「組合を」事業団」に改める。

第四十七條の三の見出し中「組合員期間を」加入者期間」に改め、同条第一項中「において」の下に「読み替えて」を加え、「組合員期間等」を「加入者期間等」に、「組合員期間を」加入者期間」に改め、同条第三項中「組合員期間を」加入者期間」に改める。

第四十七條の四を削る。

第四十八條中「組合を」事業団」に改める。

第五十条を削る。

第五十一条中「次の各号の一に該当する場合
には、組合を」第四條第二項の規定により文部
大臣の認可を受けなければならない場合におい
て、その認可を受けなかつたときは、事業団」
に改め、各号を削り、同条を第五十條とする。
第五十二條を第五十一条とし、第五十三條を
削る。

附則第十三項中「組合員期間とみなし」を「加
入者期間とみなし」に、「組合員となつた後の組
合員期間を」加入者となつた後の加入者期間
に改める。

附則第十四項中「組合員期間を」加入者期間
に、「組合員を」加入者に改める。

附則第十五項(見出しを含む。)中「組合員期
間を」加入者期間に改める。

附則第十六項中「組合員を」加入者に、「組
合員期間を」加入者期間に改める。

附則第十七項中「組合員期間を」加入者期間
に、「組合を」事業団に、「組合員を」加入者
に改める。

附則第十九項中「組合員期間を」加入者期間
に改める。

附則第二十項中「組合員で」加入者で、「
組合員に」加入者に改める。

附則第二十一項中「組合員を」加入者に、
「私立学校教職員共済組合法を」私立学校教職
員共済法に改める。

附則第二十八項中「組合員期間を」加入者期
間に改める。

附則第二十九項第一号及び第二号中「組合員」
を「加入者」に改め、同項第三号中「組合員期間
等」を「加入者期間等」に改め、「第二十五條にお
いて」の下に「読み替へて」を加へ、「組合員を」
「加入者」に改める。

附則第三十一項及び第三十二項中「組合員を」
「加入者」に改める。

附則第三十三項中「組合員を」加入者に、
「定款を」共済規程に改める。

附則第三十四項を削り、附則第三十五項を附
則第三十四項とする。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正に伴う
経過措置)

第十八條 この附則に別段の規定があるものを除
くほか、前條の規定の施行前に同條の規定によ
る改正前の私立学校教職員共済組合法(第九條
及び第十二條を除く。以下「旧共済法」という。)
又はこれに基づく命令の規定によりした処分、
手続その他の行為は、この法律又は前條の規定
による改正後の私立学校教職員共済法(以下「新
共済法」という。若しくはこれに基づく命令中
の相当する規定によりした処分、手続その他の
行為とみなす。

第十九條 旧共済法による組合員であつた者は新
共済法による加入者(以下附則第二十五條まで
において単に「加入者」という。)であつた者と、
旧共済法による組合員であつた期間(次に掲げ
る期間を除く。)は新共済法による加入者期間
(以下附則第二十五條までにおいて単に「加入者
期間」という。)とみなす。

一 旧共済法第二十五條において準用する国家
公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二
十八號)附則第十三條の十の規定による脱退
一時金の支給を受けた場合におけるその脱退
一時金の計算の基礎となつた期間

二 旧共済法第二十五條において準用する国家
公務員共済組合法等の一部を改正する法律
(昭和六十一年法律第百五十五號)次号において「昭
和六十一年国共済改正法」という。第一條の規
定による改正前の国家公務員共済組合法第
八十條第一項の規定による脱退一時金(他の
法令の規定により当該脱退一時金とみなされ
たものを含む。)の支給を受けた場合における
その脱退一時金の計算の基礎となつた期間

三 旧共済法第四十八條の二の規定によりその
例によることとされる昭和六十一年国共済改正
法附則第六十一條の規定による脱退一時金の

支給を受けた場合におけるその脱退一時金の
計算の基礎となつた期間

第二十條 附則第十七條の規定の施行の際旧共済
法第二十五條において準用する国家公務員共済
組合法第百二十六條の五第二項に規定する任意
継続組合員であつた者については、当該任意継続
組合員となつた日から引き続き新共済法第二十
五條において読み替へて準用する国家公務員
共済組合法第百二十六條の五第二項に規定する
任意継続加入者であつたものとみなして、新共
済法の規定を適用する。

第二十一條 附則第十七條の規定の施行の日(以
下「新共済法の施行日」という。)の前日において
健康保険法(大正十一年法律第七十號)による保
険給付を受けることができる者であつた日本私
学振興財団の職員で、新共済法の施行日に加入
者となつた者(事業団の職員となつた者に限
る。)に対する新共済法の施行日以後の給付に係
る新共済法の短期給付に関する規定及び新共済
法第二十五條において準用する国家公務員共済
組合法第百二十六條の五第一項の規定の適用に
ついては、その者は、新共済法の施行日以前の健
康保険法による保険給付を受けることができる
者であつた間加入者であつたものとみなし、そ
の者が新共済法の施行日前に健康保険法による
保険給付を受けていた場合における当該保険給
付は、新共済法に基づく当該保険給付に相当す
る給付とみなす。

第二十二條 新共済法の施行日の前日において厚
生年金保険の被保険者であつた日本私学振興財
団の職員で、新共済法の施行日に加入者となつ
た者(事業団の職員となつた者に限る。以下附
則第二十五條までにおいて「財団の職員であつ
た加入者」という。)のうち、一年以上の引き続
く加入者期間(事業団の職員である期間に係る
ものに限る。以下附則第二十五條までにおいて
同じ。)を有しない者であり、かつ、新共済法の
施行日以前の厚生年金保険の被保険者期間(日本

私学振興財団の職員であつた期間に係るものに
限る。以下附則第二十五條までにおいて「厚生
年金保険期間」という。)と当該期間に引き続く
加入者期間とを合算した期間が一年以上となる
ものに対する新共済法第二十五條において準用
する国家公務員共済組合法第七十七條第二項の
規定の適用については、その者は、一年以上の
引き続く加入者期間を有する者とみなす。

2 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期
間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間
と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年
以上となるもの(一年以上の引き続く加入者期
間を有する者及び前項に規定する者に限る。)に
対する新共済法第二十五條において準用する国
家公務員共済組合法第七十七條第二項の規定の
適用については、その者は、加入者期間が二十
年以上である者とみなす。

3 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期
間が二十年未満であり、かつ、当該加入者期間
と厚生年金保険期間とを合算した期間が二十年
以上となるものに対する新共済法第二十五條に
おいて準用する国家公務員共済組合法第八十九
條第一項第二号の規定の適用については、その
者は、加入者期間が二十年以上である者とみな
す。

第二十三條 財団の職員であつた加入者のうち、
厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも二
十年未満であり、かつ、これらの期間を合算し
た期間が二十年以上となるものに係る退職共済
年金については、その年金額の算定の基礎とな
る加入者期間が二十年以上であるものとみなし
て、新共済法第二十五條において準用する国家
公務員共済組合法第七十八條の規定を適用す
る。この場合において、同条第一項中「六十五
歳未満の配偶者」とあるのは「配偶者」と、同条
第四項中「次の各号」とあるのは「次の各号(第四
号を除く。）」とする。

2 前項に規定する者に係る遺族共済年金につい

ては、その年金額の算定の基礎となる加入者期間が二十年以上であるものとみなして、新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十条の規定を適用する。

第二十四条 財団の職員であつた加入者のうち、加入者期間が一年未満であり、かつ、当該加入者期間と厚生年金保険期間とを合算した期間が一年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の三の規定の適用については、その者は、一年以上の加入者期間を有する者とみなす。

第二十五条 財団の職員であつた加入者のうち、厚生年金保険期間及び加入者期間がいずれも四十五年未満であり、かつ、これらの期間を合算した期間が四十五年以上となるものに対する新共済法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法附則第十二条の四の三第一項又は第三項の規定の適用については、その者は、加入者期間が四十五年以上である者とみなす。

第二十六条 新共済法の施行日前に旧共済法第三十六条第一項の規定に基づき旧共済法第三十七条第一項の規定により私立学校教職員共済組合に置かれた審査会(以下この条において「旧組合の審査会」という。)に対してされた審査請求で新共済法の施行日の前日までに裁決が行われていないものは新共済法第三十六条第一項の規定に基づき新共済法第三十七条第一項の規定により事業団に置かれる共済審査会(以下この条において「共済審査会」という。)に対してされた審査請求と、新共済法の施行日前に旧組合の審査会において行われた裁決は共済審査会において行われた裁決とみなす。

(昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律の一部改正)

第二十七条 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の

特別措置に関する法律(昭和三十年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「私立学校教職員共済組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改め、「日本私立学校振興財団」を削り、「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十条第一項第三号の助成」を「日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第三十一号)第三十一条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れ」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項第四号中「更新組合員」を「更新加入者」に、「引き続き長期組合員」を「引き続き長期加入者」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 長期加入者 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)以下「共済法」という。)の長期給付に関する規定の適用を受ける加入者(共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。)をいう。

附則第六項中「私立学校教職員共済組合(以下「組合」という。)が新法附則第十一項の規定により「日本私立学校振興・共済事業団(以下「事業団」という。))が共済法附則第十一項及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第三十一号)次項において「事業団法」という。附則第五條第一項の規定により」に改める。

附則第七項中「組合」を「事業団」に改め、「日本私立学校振興財団」を削り、「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十条第一項第三号の助成」を「事業団法第三十一条

第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に事業団法附則第十二条の規定による繰入れ」に改める。

附則第九項の見出し中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に、「組合員」となつた後の組合員期間を「旧長期組合員となつた後の加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。))」に改める。

附則第十項の前の見出し中「更新組合員」を「更新加入者」に改め、同項の表以外の部分中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同表中「更新組合員」を「更新加入者」に、「特定更新組合員」を「特定更新加入者」に改め、同表附則第十二条の七の五第一項の項下欄中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十一項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十二項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「組合」を「事業団」に改める。

附則第十三項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に、「組合」を「事業団」に改める。

附則第十四項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「新法」を「共済法」に改める。

附則第十五項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に改める。

附則第十六項中「更新組合員」を「更新加入者」に、「新法」を「共済法」に、「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第十七項(見出しを含む。)中「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

「長期加入者」に、「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正)

第二十九条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「組合」を「日本私立学校振興・共済事業団」に改め、「日本私立学校振興財団」を削り、「日本私立学校振興財団法(昭和四十五年法律第六十九号)第二十条第一項第三号の助成」を「日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第三十一号)第三十一条第一項第一号の経理に係る勘定から同項第三号の経理に係る勘定に同法附則第十二条の規定による繰入れ」に改める。

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第四百号)の一部を次のように改正する。

附則第四項の前の見出し中「組合員」を「加入者」に改め、同項中「法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)以下「共済法」という。))に、「組合員期間」を「加入者期間(共済法第十七条第一項に規定する加入者期間をいう。以下同じ。))」に改める。

附則第五項中「組合員期間」を「加入者期間」に改める。

附則第六項の見出し中「組合員期間」を「加入者期間」に改め、同項中「組合員期間」を「加入者期間」に、「法」を「共済法」に改める。

附則第十項の前の見出し中「更新組合員」を「更新加入者」に改め、同項中「法」を「共済法」に改める。

に、「更新組合員」を「更新加入者」に改める。
附則第十一項中「更新組合員」を「更新加入者」に改める。

附則第十二項中「更新組合員であつた者で再び加入者共済法第十四条第一項に規定する加入者をいう。以下同じ。」となつたもの及び日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第二十号)附則第三十条の規定による改正前の附則第十項に規定する更新組合員であつた者で加入者に改める。

附則第十六項中「法」を「共済法」に、「組合員」を「加入者」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十一条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「組合員」を「加入者」に改め、同条第一項中改正後の法を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第六条において「共済法」という。」に改める。

附則第五条中「組合」を「日本私立学校振興・共済事業団(次条において「事業団」という。）」に改める。

附則第六条第一項中「改正後の法」を「共済法」に、「組合」を「事業団」に改め、同条第二項中「組合」を「事業団」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)
第三十二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第三条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に、「附則第十二条の八第一項及び第二項」を「附則第十二条第十項」に改める。

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)
第三十三条 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第二項中「同条において「私学共済組合法」という。」を削り、「同条において「私学共済組合法」を「同条第四項において「私学共済組合」に改める。

第九十六條の見出しを「私学共済法に関する特例等」に改め、同条第一項中「私学共済組合の組合員」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)以下この条において「私学共済法」という。」による加入者」に、「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に改め、同条第二項中「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に改め、同条第三項中「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に改め、同条第四項中「私学共済組合の組合員期間」を「私学共済法による加入者期間」に改め、同条第五項中「私学共済組合」を「私学共済法」に改める。

(私立学校振興助成法の一部改正)
第三十四条 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。
第一条中「日本私立学校振興助成法(昭和四十五年法律第六十九号)を日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第百号)に、「日本私立学校振興助成法」を「日本私立学校振興・共済事業団法」に改める。

(健康保険法の一部改正)
第三十五条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

附則第九條第二項中「地方公務員等共済組合法及私立学校教職員共済組合法(昭和二十八

年法律第二百四十五号)ノ規定ニ依ル組合」を「及地方公務員等共済組合法ノ規定ニ依ル組合並ニ日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

附則に次の一条を加える。

第十三条 本法ノ規定ノ適用ニ付テハ日本私立学校振興・共済事業団ハ第十二条第一項ニ規定スル共済組合ト私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)ノ規定ニ依ル私立学校教職員共済制度ノ加入者ハ同項ニ規定スル共済組合ノ組合員ト看做ス

(厚生保険特別会計法の一部改正)
第三十六条 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)
第三十七条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。
(社会保険診療報酬支払基金法の一部改正)
第三十八条 社会保険診療報酬支払基金法(昭和二十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「又は法律で組織された共済組合」を「法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に、「又は共済組合に関する法律」を「共済組合に関する法律又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

(医療法の一部改正)
第三十九条 医療法(昭和二十三年法律第二百十五号)の一部を次のように改正する。

第七條の二第二項中第四号を削り、第五号を第四号とし、同項第六号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改め、同号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団

(社会保険審査官及び社会保険審査会法の一部改正)
第四十条 社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(労働金庫法の一部改正)
第四十一条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に基づく共済組合を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正)
第四十二条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第四号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(厚生年金保険法の一部改正)
第四十三条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一号に次のように加える。

ハ 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。)

第十四条中「組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加える。

第四十六条中「支給する年金たる給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金たる給付」を加える。

第五十六條第二号中「又は共済組合を」と、共済組合に改め、「支給する年金たる給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による年金たる給付を加える。

第二百二十四条及び附則第四条の三第五項中「組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第七條の二の前の見出し中「組合員」の下に「又は加入者」を加え、同条第一項中「規定する組合員の下に」又は加入者を、「当該組合員の下に」又は加入者を、「共済組合」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管理することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該組合員の下に」若しくは加入者を、「当該組合員」の下に「又は加入者」を加える。

附則第十八條の前の見出し中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第一項中「年金保険者たる共済組合の下に」等を加え、「私立学校教職員共済組合及び農林漁業団体職員共済組合を」と、農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に改め、同条第二項中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第十九條第一項中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第三項中「年金保険者たる共済組合の下に」等と、「組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条第四項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加える。

附則第二十條第一項及び第二十一條から第二十三條までの規定中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第二十三條の二中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「私立学校教職員共済

組合及び農林漁業団体職員共済組合を」と、農林漁業団体職員共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に改める。

（農林漁業団体職員共済組合法の一部改正）
第四十四條 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第三項中「の組合員」の下に「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）を加える。

第二十三條の二第一項第一号、第二号及び第三号ロ中「である給付の下に」又は私立学校教職員共済法による年金である給付を加え、同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付を加える。

第二十三條の三第一項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第三十八條の二第二項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付を加え、同条第三項中「退職」を「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付（それぞれ退職）に改める。

第三十八條の三第一項中「基づく共済組合の組合員」の下に「若しくは私学共済制度の加入者」を加える。

第五十一條第二項中「である給付（死亡）」を「である給付若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付（それぞれ死亡）」に改める。

第五十四條第三項中「の組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第七十七條の三第一項中「であつた期間」の下に「又は私学共済制度の加入者であつた期間」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は

当該共済組合を」と、当該共済組合に改め、「法律」の下に「又は私立学校教職員共済法」を加える。

第七十八條の二中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付を加え、若しくは当該他の法律に基づく共済組合を」と、当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団に改める。

附則第十九條の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正）
第四十五條 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第三十八條第二項中「の組合員」の下に「私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）の規定による私立学校教職員共済制度の加入者（以下「私学共済制度の加入者」という。）を加える。

第五十五條第一項第二号中「の組合員」の下に「及び私学共済制度の加入者」を加える。

第五十九條第一項中「共済組合の給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による給付」を、「ものの組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第七十四條第一項第一号中「退職を給付事由とする年金である給付を除く。」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付（退職を給付事由とする年金である給付を除く。）」を加え、同項第一号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第七十四條の二第一項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

第七十九條第三項中「支給する年金である給

付」の下に「私立学校教職員共済法による年金である給付を加える。

第八十條第一項中「組合員を除く。」の下に「若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの」を加える。

第一百條第二項中「の組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

第一百三條の二第二項中「であつた期間」の下に「又は私学共済制度の加入者であつた期間」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該を」と、当該に改め、「法律」の下に「又は私立学校教職員共済法」を加える。

第一百四條の二中「若しくは他のを」と、他のに改め、「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、若しくは当該他の法律に基づく共済組合を、「当該他の法律に基づく共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

第一百六條の五第五項第四号及び附則第十二條第四項中「ものの組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

附則第十三條の三第二項及び第六項第四号中「の組合員」の下に「若しくは私学共済制度の加入者」を加える。

附則第二十條の二の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）
第四十六條 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であつた者に対する前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第五十九條第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付（日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第

七十九條第三項中「支給する年金である給

号)附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による給付を含む。)とする。

校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条に規定する事業団並びに特例退職加入者及びその被扶養者を加える。

(国民健康保険法の一部改正)

第四十七条 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第三号中、地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)又は私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)に基づくを、又は地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)に基づくに改め、同号の次に次の一号を加える。

三の二 私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第八号の二第二項中「若しくは組合員を」と組合員若しくは加入者に改め、同項第七号を次のように改める。

七 私立学校教職員共済法

第六十八号の二第四項中「又は共済組合を」と若しくは共済組合又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管理することとされた日本私立学校振興・共済事業団に改める。

第八十一号の二第二項中「共済組合及び」を「共済組合、日本私立学校振興・共済事業団及び」に改める。

第八十一号の四第一項中「給料又は標準給与」とを「又は給料に」と組合員を、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、加入者」との私立学校教職員共済法に規定する標準給与の月額額の当該年度の合計額の総額を、組合員に改める。

第二百一十一号の二第二項中「共済組合」の下に「日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第十項中「私立学校教職員共済組合法第二十五条第一項において準用する場合を含む。」を削り、「被扶養者」の下に並びに私立学校教職員共済法第二十五条において読み替えて準用する国家公務員共済組合法附則第十二条に規定する事業団並びに特例退職加入者及びその被扶養者を加える。

(国民年金法の一部改正)

第四十八条 国民年金法(昭和二十四年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三号第二項中「地方公務員共済組合連合会」の下に「若しくは私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定により私立学校教職員共済制度を管理することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

第五号第一項第四号を次のように改める。

四 私立学校教職員共済法

第五号第五項中「共済組合」の下に「等」を加え、同条第六項中「年金保険者たる共済組合の下に」等を加え、「私立学校教職員共済組合又は農林漁業団体職員共済組合を」農林漁業団体職員共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団に改める。

第七号第一項第二号、第八号第四号及び第九号第五号中「又は組合員を」、組合員又は加入者に改める。

第十二号第三項中「指定する共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、「組合員」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。))」を加える。

第三十条の二第四項中「私立学校教職員共済組合法を」私立学校教職員共済法に改める。

第九十四号の二第二項及び第三項中「共済組合」の下に「等」を加える。

第九十四号の三第三項中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を、「当該年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、「その他の年金保険者たる共済組合にあつては、当該共済組合の組合員を」農林漁業団体職員共済組合にあつては、農林漁業団体職員共済組合に改める。

は、農林漁業団体職員共済組合の組合員である第二号被保険者及びその被扶養配偶者である第三号被保険者とし、日本私立学校振興・共済事業団にあつては、私学教職員共済制度の加入者」に改め、同条第三項中「共済組合」の下に「等」を加える。

第九十四号の五及び第九十八号の二中「共済組合」の下に「等」を加える。

第九十三号及び第九十四号第一号中「共済組合」の下に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第三号中「又は組合員を」又は加入者に、「若しくは組合員を」若しくは加入者に改め、「有しない組合員」の下に「及び加入者」を加える。

附則第四号の二中「又は組合員を」又は加入者に改め、「組合員又は」を削り、「任意継続組合員」を「任意継続組合員又は加入者」に改め、「組合員若しくは」を削り、「任意継続組合員が」を「任意継続組合員若しくは加入者が」に改める。

附則第五号第五項第二号中「若しくは組合員又は」を、「組合員若しくは」に改め、「任意継続組合員」の下に「又は加入者」を加える。

附則第七号の三三「若しくは組合員を」、組合員若しくは加入者に改める。

附則第七号の四第二項中「組合員又は」を「組合員若しくは」に改め、「任意継続組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第七号の五第一項中「ものを除く。」の下に並びに私学教職員共済制度の加入者であるものを加え、同条第二項中「含む。」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を、「当該組合員」の下に「又は加入者」を、「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第三項中「共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第四

項中、「当該組合員」の下に「又は加入者」を、「又は当該組合員」の下に「若しくは加入者」を加える。

附則第七号の六中「私立学校教職員共済組合法を」私立学校教職員共済法に改める。

附則第八号中「共済組合」の下に「日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第九号の四中「当該共済組合の組合員」とあるのは、「当該共済組合の組合員農林漁業団体職員共済組合の組合員を」農林漁業団体職員共済組合の組合員とあるのは、「農林漁業団体職員共済組合の組合員」に改める。

(国民年金特別会計法の一部改正)

第四十九号 国民年金特別会計法(昭和三十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第三号の二第二項及び第二項第一号、第九号の二第二項並びに第十八号第一項中「共済組合」の下に「等」を加える。

(児童扶養手当法の一部改正)

第五十条 児童扶養手当法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第三号第二項第八号中「私立学校教職員共済組合法を」私立学校教職員共済法に改める。

第三十条中「国家公務員共済組合連合会」の下に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第五十一条 地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第四十条第二項中「の組合員」の下に「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学共済制度の加入者」という。))」を加える。

第五十七号第一項第二号中「の組合員」の下に「及び私学共済制度の加入者」を加える。

第六十一条第一項中「共済組合の給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による給付」を、「ものの組合員」の下に、「私学共済制度の加入者」を加える。

第七十六条第一項第一号中「退職を給付事由とする年金である給付を除く。」の下に、「私立学校教職員共済法による年金である給付(退職を給付事由とする年金である給付を除く。)」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第二項及び第四項中「支給する年金である給付の下に」「私立学校教職員共済法による年金である給付を加える。」

第七十七条第二項及び第三項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付を加える。」

第八十一条第四項中「支給する年金である給付の下に」「私立学校教職員共済法による年金である給付を加える。」

第八十二条第一項中「組合員を除く。」の下に「若しくは私学共済制度の加入者で長期給付に相当する給付に関する規定の適用を受けるもの」を加える。

第一百四十四条第二項及び第一百四十四条の二第五項第四号中「の組合員」の下に、「私学共済制度の加入者」を加える。

第一百四十四条の二十四の二第一項中「であつた期間」の下に「又は私学共済制度の加入者であつた期間を」「当該共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加え、同条第二項中「又は当該」を、「当該」に改め、「法律」の下に「又は私立学校教職員共済法」を加える。

第一百四十四条の二十五の二中「若しくは他の」を、「他の」に改め、「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付を加え」「若しくは当該他の法律に基づき共済組合」を、「当該他の法律に基づき共済組合若しくは日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

附則第十八条第四項中「ものの組合員」の下に「私学共済制度の加入者」を加える。

附則第二十八条の七第二項及び第八項第四号中「の組合員」の下に「若しくは私学共済制度の加入者」を加える。

附則第四十条の三の見出し中「共済組合」の下に「等」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置)

第五十二条 新共済法の施行日前において旧共済法による組合員であつた者に対する前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法第六十一条第一項の規定の適用については、同項中「私立学校教職員共済法による給付」とあるのは、「私立学校教職員共済法による給付(日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第二十号)附則第十七条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による給付を含む。)」とする。

第五十三条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「被保険者」の下に、「加入者」を加える。

第二十条第一項第二号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「第二十八条」を「第二十八条第一項」に改める。

(老人保健法の一部改正)

第五十四条 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第六号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第二項中「又は共済組合」を、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改め、同条第三項第四号中、「地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」を、「又は地方公務員等共済組合法」に改め、同条の次に次の一号を加える。

四の二 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第八十五条第一項中「又は共済組合」を、「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十五条 健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十六条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第八号の四中「新私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第八号の五を次のように改める。

二 私立学校教職員共済法

附則第五条第九号中「共済組合」の下に「等」を加える。

附則第八条第二項第四号中「私立学校教職員共済組合の組合員期間」を「私立学校教職員共済法による加入者期間」に改める。

附則第八条の二の見出し中「組合員」の下に「又は私学共済制度の加入者」を加え、同条中「共済組合の組合員(農林漁業団体職員共済組合の任意継続組合員を含む。)」を削り、「であつた期間」を「又は私学共済制度の加入者であつた期間」に、「であつた期間又は」を「若しくは私学共済制度の加入者であつた期間又は」に改める。

附則第十一条第五項及び第六項中「共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第十二条第一項第十七号中「新私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

附則第二十二條中「共済組合」の下に「若しくは私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管理することとされた日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第二十六条第一項及び第二十七条中「共済組合」の下に「若しくは日本私立学校振興・共済事業団」を加える。

附則第三十五条第二項中、「共済組合」の下に「又は日本私立学校振興・共済事業団」を、「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加え、同項第一号中「含む。」の下に「又は加入者期間」を加える。

附則第四十三条第二項中「引き続き組合員」の下に「又は私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者(以下「私学教職員共済制度の加入者」という。))」を、「引き続き組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を、「又は組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条第三項、第四項及び第六項中「組合員」の下に「若しくは私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条第九項第四号中「組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加える。

附則第四十八条の二の見出し中「組合員」の下に「又は私学教職員共済制度の加入者」を加え、同条中「同項中規定する組合員」の下に「又は加入者」を、「あるのは規定する組合員」の下に「若しくは加入者」を、「当該組合員」の下に「又は加入者」を加える。

(国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五十七条 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第五号)の一部

を次のように改正する。

附則第十一條第二項第一号中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付」を加え、同項第二号及び第三号中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同条第四項中「支給する年金」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金」を加える。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十八條 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第一号ロ中「給付」の下に「又は私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付」を加え、同項第二号ロ及び第三号ロ中「支給する年金である給付」の下に「又は私立学校教職員共済法による年金である給付」を加え、同条第四項中「給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

(地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十九條 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第八号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第一号中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)による年金である給付」を加え、同項第二号及び第三号並びに同条第四項中「支給する年金である給付」の下に「若しくは私立学校教職員共済法による年金である給付」を加える。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十條 国民年金法等の一部を改正する法律

(平成六年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十一條第六項第二号中「若しくは組合員又は若しくは組合員若しくは」に改め、「任意継続組合員」の下に「又は加入者」を加える。

(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六十一條 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第十八條第一号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法(昭和二十八年法律第二百四十五号)」に改める。

(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第六十二條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成八年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三十五條中「年金保険者たる共済組合」の下に「等」を加える。

附則第三十六條中「共済組合」の下に「等」を加える。

(介護保険法の一部改正)

第六十三條 介護保険法(平成九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第七條第二十四項第六号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条第二十五項中「又は共済組合」を「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改め、同条第二十六項第四号中「地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済組合法」を「又は地方公務員等共済組合法」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者

第百三十一條中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第二百七條第一項中「又は共済組合」を「共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団」に改める。

(介護保険法施行法の一部改正)

第六十四條 介護保険法施行法(平成九年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第二十九條のうち、健康保険法附則中第十一條を削り、第十二條を第十一條とし、附則に二條を加える改正規定中「附則第十一條とし」の下に「附則第十三條を附則第十二條とし」を加え、同法附則第十三條を同法附則第十四條とし、同法附則第十二條中「附則第十二條第一項」を附則第十三條第一項に改め、同条を同法附則第十二條とする。

第四十八條の見出し中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改め、同条中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

第四十八條中私立学校教職員共済組合法(以下この条において「法」という。)第十八條第二項の改正規定を削る。

第四十八條のうち法第二十五條の改正規定中「介護保険法」の下に「平成九年法律第七号」を加え、「」の資格を有する任意継続組合員を「」の資格を有する任意継続組合員とし、私立学校教職員共済組合法第十八條第二項に規定する介護納付金を「介護保険法の規定による納付金」に、「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職組合員を「介護保険第二号被保険者の資格を有する特例退職加入者」に改める。

第四十八條のうち法第二十七條第二項の改正規定中「介護納付金」の下に「介護保険法(平成九年法律第七号)の規定による納付金をいう。以下同じ。」を加え、「組合員」を「加入者」に改める。

第四十八條中法第五十條第一項の改正規定を削る。

第四十八條のうち法附則中第三十五項を第三十七項とし、第三十四項を第三十六項とし、第三十三項の次に二項を加える改正規定中「附則第三十五項を附則第三十七項とし」を削り、「定款」を「共済規程」に、「組合員期間」を「加入者期間」に、「組合員」を「加入者」に、「任意継続組合員」を「任意継続加入者」に、「特例退職組合員」を「特例退職加入者」に改める。

第四十八條の次に次の一條を加える。

(日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正)

第四十八條の二 日本私立学校振興・共済事業団法(平成九年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「及び」を「介護保険法(平成九年法律第七号)の規定による納付金及び」に改める。

第三十一條第一項第二号中「及び国民健康保険法の規定による拠出金を、国民健康保険法の規定による拠出金及び介護保険法の規定による納付金」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第六十五條 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六條第二項第一号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に、「又は私立学校教職員共済組合法」を「若しくは私立学校教職員共済法」に、「若しくは組合員」を「組合員若しくは加入者」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第六十六條 国税徴収法(昭和三十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

第七十七條第二項第七号中「私立学校教職員共済組合法」を「私立学校教職員共済法」に改める。

(所得税法の一部改正)

第六十七條 所得税法(昭和四十年法律第三十三

(罰則に関する経過措置)
第七十四条 この法律の施行前にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

(その他の経過措置の政令への委任)
第七十五条 この附則に規定するもののほか、こ
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で
定める。

審査報告書

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する
法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決し
た。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月二十四日

法務委員長 統 訓弘

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、悪質・巧妙化する集団密航事犯
及び外国人の不法入国等を助長する行為に厳し
く対処するため、罰則の強化その他関係規定の
整備を行うものとして、妥当な措置と
認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する
法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月二十二日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

平成九年四月二十五日 参議院会議録第二十一号 出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する
法律案
出入国管理及び難民認定法の一部を改正す
る法律

出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令
第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する外国人は、本
邦に入つてはならない。

一 有効な旅券を所持しない者(有効な乗員手
帳を所持する乗員を除く。)

二 入国審査官から上陸許可の証印又は上陸の
許可(以下「上陸の許可等」という。)を受けな
いで本邦に上陸する目的を有する者(前号に
掲げる者を除く。)

第二十四条第四号ハ、ニ及びホを次のように改
める。

ハ及びニ 削除

ホ 第七十四条から第七十四条の六まで又は
第七十四条の八の罪により刑に処せられた
者

第二十四条第四号チ中「第十四章」を「第二編第
十四章」に改め、同号リ及びヨ中「ハ」を「ホ」に改
める。

第四十六條中「から第三号までの一」を「(第三
第一項第二号に係る部分を除く。、第二号又は第
三号に改める。

第七十條及び第七十一條中「又は三十万円を
若しくは三十万円に、」を「処するを、」又は
その懲役若しくは禁錮及び罰金を併科するに改
める。

第七十二條中「又は二十万円を、若しくは二十
万円に、」を「処するを、」又はこれを併科す
るに改める。

第七十三條中「又は二十万円を、若しくは二十
万円に、」を「処するを、」又はこれを併科す
るに改める。

第七十三條の二第一項中「又は二百万円を、」若
第七十三條の二第二項中「又は二百万円を、」若
しくは二百万円に、」を「処するを、」又はこれを
併科するに改める。

しくは二百万円に、」を「処するを、」又はこれを
併科するに改め、同条第二項及び第三項を削
り、同条第四項中「第一項を、」を「前項に改め、同項
を同条第二項とする。

第七十四條を次のように改める。

第七十四條 自己の支配又は管理の下にある集団
密航者(入国審査官から上陸の許可等を受けな
い、又は偽りその他不正の手段により入国審
査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する
目的を有する集合した外国人をいう。以下同
じ。)を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五
年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す
る。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以
上十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処す
る。

しくは二百万円に、」を「処するを、」又はこれを
併科するに改め、同条第二項及び第三項を削
り、同条第四項中「第一項を、」を「前項に改め、同項
を同条第二項とする。

第七十四條を次のように改める。

第七十四條 自己の支配又は管理の下にある集団
密航者(入国審査官から上陸の許可等を受けな
い、又は偽りその他不正の手段により入国審
査官から上陸の許可等を受けて本邦に上陸する
目的を有する集合した外国人をいう。以下同
じ。)を本邦に入らせ、又は上陸させた者は、五
年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処す
る。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以
上十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処す
る。

3 前二項の罪(本邦に上陸させる行為に係る部
分に限る。)の未遂は、罰する。

第七十四條の次に次の七条を加える。

第七十四條の二 自己の支配又は管理の下にある
集団密航者を本邦に向けて輸送し、又は本邦内
において上陸の場所に向けて輸送した者は、三
年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処す
る。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以
下の懲役及び五百万円以下の罰金に処する。

第七十四條の三 第七十四條第一項若しくは第二
項又は前条の罪を犯す目的で、その用に供する
船舶等を準備した者は、二年以下の懲役又は百
万円以下の罰金に処する。情を知つて、その用
に供する船舶等を提供した者も、同様とする。

第七十四條の四 第七十四條第一項又は第二項の
罪を犯した者からその上陸させた外国人の全部
人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた者
は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に
処する。当該外国人の全部若しくは一部を、こ
れを収受した者から収受し、又はその収受した

外国人を輸送し、蔵匿し、若しくは隠避させた
者も、同様とする。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、一年以
上十年以下の懲役及び千円以下の罰金に処す
る。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十四條の五 前条第一項又は第二項の罪を犯
す目的で、その準備をした者は、二年以下の懲
役又は百万円以下の罰金に処する。

第七十四條の六 営利の目的で第七十條第一号、
第二号又は第三号に規定する行為の実行を容易
にした者は、三年以下の懲役若しくは二百万円
以下の罰金に処し、又はこれを併科する。所持
人について効力を有しない旅券若しくは乗員手
帳又は旅券若しくは乗員手帳として偽造された
文書を提供して、当該行為の実行を容易にした
者も、同様とする。

第七十四條の七 第七十三條の二第二項第二号及
び第三号、第七十四條の二(本邦内における輸
送に係る部分を除く。、第七十四條の三並びに
前条の罪は、刑法第二條の例に従う。

第七十四條の八 退去強制を免れさせる目的で、
第二十四條第一号から第三号までのいずれかに
該当する外国人を蔵匿し、又は隠避させた者
は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処
する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、五年以
下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

第七十六條の次に次の一条を加える。

(西罰規定)
第七十六條の二 法人の代表者又は法人若しくは
人の代理人、使用人その他の従業者が、その法
人又は人の業務に関して第七十三條の二から第
七十四條の六まで又は第七十四條の八の罪を犯
したときは、行為者を罰するほか、その法人又
は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

平成九年四月二十五日 参議院會議録第二十一号 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

第七十八条中「第七十条第一号」の下に、「第七十四条、第七十四条の二又は第七十四条の四」を、「船舶等」の下に「又は車両」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

審査報告書

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成九年四月二十四日

内閣委員長 鎌田 要人

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、陸上自衛隊の機関として補給統制本部を置くことができることとするともに、防衛招集命令、治安招集命令及び災害等招集命令により招集された場合において自衛官となつておらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務し、訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事する即応予備自衛官の制度を導入し、あわせて、自衛官の定数を改めようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認め

一、費用

本法律施行に要する経費として、平成九年度一般会計予算に約三十二億千七百九十九万四千七百九十九円が計上されてゐる。

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年三月二十五日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案

防衛庁設置法等の一部を改正する法律

(防衛庁設置法の一部改正)

第一条 防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六百十四号)の一部を次のように改正する。

第八条中「十七万九千四百三十人」を「十七万八千七百人」に、「二十七万三千七百五十一人」を「二十七万二千三百五十八人」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第二条 自衛隊法(昭和二十九年法律第六百五十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五節 予備自衛官(第六十六条―第七十五条)」を

「第五節 予備自衛官及び即応予備自衛官(第六十六条―第七十五条)」と

第一款 即応予備自衛官(第七十六条―第七十七条)を加へ、

第二十六條中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加へる。

4 陸上自衛隊の補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制本部長の統制に従ふなければならない。

第二十七條の二を第二十七條の三とし、第二十七條の次に次の一項を加へる。

(補給統制本部)

第二十七條の二 補給統制本部においては、陸上自衛隊における第二十六條第一項に規定する事務の実施の企画、総合調整及び統制業務並びに同項に規定する調達の事務のうち長官が定めるものを行う。

2 補給統制本部に、補給統制本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 補給統制本部長は、長官の定めるところにより、部務を掌理する。

第二十八條中「病院長」の下に、「補給統制本部長」を加へる。

第三十三條中「予備自衛官」の下に、「即応予備自衛官」を加へる。

第三十四條中「予備自衛官」の下に「及び即応予備自衛官」を加へ、「基いて」を「基づいて」に改める。

第五章第五節の節名を次のように改める。

第五節 予備自衛官及び即応予備自衛官

第五節第五節中第六十六條の前に次の款名を付する。

第一款 予備自衛官

第六十七條第一項中「旧保安隊の保安官及び旧警察予備隊の警察官並びに旧警備隊の警備官及び旧海上警備隊の海上警備官を含む。」を削り、「基き」を「基づき」に改める。

第六十八條第三項中「一年以内」を「当該自衛官が第七十六條第一項の規定による防衛出動を命ぜられてゐる場合にあつては一年以内の期間を限り、その他の場合にあつては六月以内」に改める。

第七十條第一項中「に規定する」を「の規定による」に改め、「場合」の下に「又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合」を加へ、同条第六項中「長官」の下に、「第一項の規定による防衛招集命令を受け、第三項の規定により自衛官となつた者について」を加へ、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第七項中「防衛招集」を「前二項の規定により防衛招集」に改める。

第七十一條第一項中、「年に二回以内」を削る。

第七十二條中「事項」の下に「予備自衛官に対するを、その他の」の下に「予備自衛官の」を加へる。

第五章第五節中第七十五條の次に次の一款を加へる。

第二款 即応予備自衛官

(即応予備自衛官)

第七十五條の二 即応予備自衛官は、第七十五條の四第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつてあらかじめ指定された陸上自衛隊の部隊において勤務し、第七十五條の五第一項に規定する訓練招集命令により招集された場合において訓練に従事するものとす。

2 即応予備自衛官の員数は、千三百七十三人とし、防衛庁の職員の定員外とする。

(部隊の指定)

第七十五條の三 長官又はその委任を受けた者は、即応予備自衛官に対し、次条第一項各号に規定する招集命令により招集された場合において同条第三項の規定により自衛官となつて勤務する陸上自衛隊の部隊を指定するものとする。

(防衛招集、治安招集及び災害等招集)

第七十五條の四 長官は、次の各号に掲げる場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、即応予備自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することが出来る。

一 第七十六條第一項の規定による防衛出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、同項の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合 防衛招集命令書による防衛招集命令

二 第七十八條第一項若しくは第八十一條第二項の規定による治安出動命令が発せられた場合又は事態が緊迫し、第七十八條第一

三 第八十三条第二項の規定により部隊等を救援のため派遣する場合又は第八十三条の二の規定により部隊等を支援のため派遣する場合、災害等招集命令書による災害等招集命令

3 第二項各号の招集命令により招集された即
 応予備自衛官は、辞令を發せられることな
 く、招集に応じて出頭した日をもつて、現に
 指定されている階級の自衛官となつて現に指

定されている陸上自衛隊の部隊において勤務するものとする。この場合において、当該自衛官の員数は、防衛庁の職員の定員外とする。

4 長官は、第一項各号の規定による招集命令を受け、前項の規定により自衛官となつた者について、招集の必要がなくなつた場合には、速やかに、招集を解除しなければならな

5 前項の規定又は第七項において準用する第七十條第五項の規定により招集を解除された自衛官は、次項の規定による招集命令を受け、場合又は第七項において準用する同條第八項に該当する場合を除き、辭令を發せられる

ことなく、招集の解除の日の翌日をもつて即ち予備自衛官となり、招集の解除の日の当該自衛官の階級を指定されたものとする。

6 長官は、第四項の規定により招集を解除する場合において、新たに第一項各号に掲げる場合に該当し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該自衛官に対し、当該各号に定める招集命令書による招集命令を発することができる。この場合において

7 第七十条第四項、第五項及び第八項の規定は、第一項各号の規定による招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合において、同条第四項中「前項本文」とあるのは「第七十五条の四第三項前段」と、同条第

五項中「第一項」とあるのは「第七十五條の四第一項各号」と、「防衛招集命令」とあるのは「招集命令」と、「又は防衛招集」とあるのは「又は招集」と、同條第八項中「第六十八條第三項」とあるのは「第七十五條の八において準用する第六十八條第三項」と、「防衛招集」とあるのは「招集」と読み替へるものとする。

第七十五条の五 長官は、所要の訓練を行うため、各回ごとに招集期間を定めて、即応予備自衛官に対し、訓練招集命令書によつて、訓

2 前項の訓練招集命令を受けた即応予備自衛

官は、指定の日時に、指定の場所に出頭して、訓練招集に応じなければならない。

日を超えない範囲内で総理府令で定める期間とする。

4 第七十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による訓練招集命令を受けた即応予備自衛官について準用する。この場合にお

いて、これらの規定中「第一項」とあるのは、「第七十五条の五第一項」と読み替えるものとする。

第七十五条の六 前二条に規定するもののほか、第七十五条の四第一項各号に規定する防衛招集命令書、治安招集命令書及び災害等招集命令書並びに前条第一項に規定する訓練招集命令書に記載すべき事項、即ち予備自衛官召集命令書に記載すべき事項、

第七十五条の七 長官又はその委任を受けた者は、即ち予備自衛官(第七十五条の四第一項

各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。がその任用期間のうち総理府令で定める期間以上在職し、かつ、良好な成績で勤務したときは、総理府令で定めるところにより、その者に対し、勤続報奨金を支給することができる。

第七十五条の八 第六十七条から第六十九条の二まで及び第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。

この場合において、第六十八條第二項、第三項及び第四項中「第七十條第一項の規定による防衛招集命令」とあるのは「第七十五條の四の第一項各号の規定による招集命令」と、同條第二項中「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九條の二第一項中「予備自衛官に」と、第六十九條の二第二項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同條第二

項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十四条第二項中「防衛招集」とあるのは「防衛招集、治安招集若しくは災害等

招集」と、第七十五條第一項ただし書中「第七十一條第一項」とあるのは「第七十五條の五第一項」と、同條第二項中「第七十條第三項」と

るものとする。

第九十六条第一項第一号中「学生及び」を「学生並びに」に改め、「予備自衛官」の下に「及び」を添へ、「予備自衛官」を加える。

第二百九条第一項第四号中「予備自衛官」の下

和二十七年法律第二百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中、別段の定を別段の定め」に改め、「予備自衛官」の下に及び即ち予備自衛官(以下「予備自衛官等」という。)を加え、「本条をこの条に、但しをただし」に改める。

第四条第二項、第十二条第一項、第十八条の二及び第二十二條第一項中「予備自衛官」を「予備自衛官等」に改める。

第二十四条の二の見出しを削り、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、これらの月のうちに次条の規定により即応予備自衛官手当が支給される月があるときは、その月の予備自衛官手当は、支給

しない。
第二十四条の二第五項及び第六項を削る。
第二十四条の二前に見出しとして「予備自

「衛生等の給与」を付し、同条の次に次の三条を加える。

第二十四条の三 即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当を支給する。

2 前項の即応予備自衛官手当の月額は、一万

六千円とする。

3 前条第三項本文及び第四項の規定は、即座予備自衛官手当の支給について準用する。ここに

官」とあるのは、一即ち予備自衛官」と読み替へるものとする。

第二十四条の四 訓練招集に応じた予備自衛官等には、訓練招集に応じた期間一日につき、政令で定める額の訓練招集手当を支給する。

第二十四条の五 前三条に規定するもののほか、予備自衛官手当、即ち予備自衛官手当及び訓練招集手当の支給について必要な事項は、政令で定める。

第二十八条の三中「予備自衛官を」予備自衛官等に改め、「第六十七条第二項の下に(同法第七十五条の八において準用する場合を含む。))を加え、「昭和三十四年三月三十一日以前に自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警察隊の警察官若しくは旧海上警察隊の海上警察官として退職し、予備自衛官に採用された者にあつては、その者が自衛官又は旧保安隊の保安官、旧警察予備隊の警察官、旧警察隊の警察官若しくは旧海上警察隊の海上警察官として受けていた最終の俸給月額に三十を乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。))を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成十年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(政治資金規正法の一部改正)

2 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の九第一項第四号中「予備自衛官」の下に「及び同法第七十五条の五第一項の規定による訓練招集命令により招集されている者以外の即ち予備自衛官」を加える。

審査報告書

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成九年四月二十四日

建設委員長 鴻池 祥肇
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、密集市街地について防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を緊急に図る必要があることにかんがみ、都市計画に防災再開発促進地区を定めるとともに、耐火性能の高い建築物への建替えの促進、延焼等危険建築物の除却、防災街区整備地区計画制度の創設、土地に関する権利の移転等の促進、防災街区整備組合制度の創設等土地の所有者等の自主的な取組等による市街地の再開発を促進するための措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、平成九年度一般会計予算に密集住宅市街地整備促進事業に必要な経費として、八十二億円が計上されている。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

平成九年四月十日

参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律案

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 防災再開発促進地区(第三条)

第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

第一節 建築物の建替えの促進(第四条―第十二条)

第二節 延焼等危険建築物に対する措置(第十三条・第三十条)

第三節 住宅・都市整備公団の業務の特例(第三十一条)

第四章 防災街区整備地区計画等

第一節 防災街区整備地区計画(第三十二条・第三十三条)

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画(第三十四条―第三十九条)

第三節 防災街区整備組合

第一款 総則(第四十条―第四十四条)

第二款 事業(第四十五条―第四十七条)

第三款 組合員(第四十八条―第六十一条)

第四款 管理(第六十二条―第六十七条)

第五款 設立(第六十八条―第九十六条)

第六款 解散及び清算(第九十七条―第一百零四条)

第七款 監督(第一百五十五条―第一百九条)

第八款 雑則(第一百十条―第一百十四条)

第四節 建築物の敷地と道路との関係の特例(第一百十五条)

第五節 防災街区整備推進機構(第一百十六條―第一百十九条)

第五章 罰則(第二百十條―第二百五条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、密集市街地について計画的な再開発による防災街区の整備を促進するために必要な措置を講ずることにより、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 密集市街地 当該区域内に老朽化した木造

の建築物が密集しており、かつ、十分な公共施設がないことその他当該区域内の土地利用の状況から、その特定防災機能が確保されていない市街地をいう。

二 防災街区 その特定防災機能が確保され、及び土地の合理的かつ健全な利用が図られた街区をいう。

三 特定防災機能 火事又は地震が発生した場合において延焼防止上及び避難上確保されるべき機能をいう。

四 建築物 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)第二条第一号に規定する建築物をいう。

五 建築物の建替え 現に存する一以上の建築物(建築物が二以上の場合にあつては、これらの敷地が隣接するものに限り、)を除却するとともに、当該建築物の敷地であつた一団の土地の全部又は一部の区域に一以上の建築物を新築することをいう。

六 耐火建築物 建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。

七 準耐火建築物 建築基準法第二条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。

八 公共施設 都市計画法(昭和四十三年法律第一百号)第四条第十四項に規定する公共施設をいう。

九 借地権 借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権をいう。

第二章 防災再開発促進地区

(防災再開発促進地区)

第三条 都市計画法第七條第四項の市街化区域の整備、開発又は保全の方針においては、密集市街地の土地の区域内の各街区について防災街区としての整備を図るため、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(以下「防災再開発促進地区」という。))及び当該地区の整備又は開発の計画の概要を定めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、防災再開発促進地区における市街地の再開発を促進するため、第三十二条第一項の防災街区整備地区計画その他の都市計画の決定、市街地の再開発に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 防災再開発促進地区の区域における建築物の建替え等の促進

第一節 建築物の建替えの促進

第四条 防災再開発促進地区の区域内において、建築物の建替えをしようとする者は、建設省令で定めるところにより、建築物の建替えに関する計画（以下この節において「建替計画」という。）を作成し、所管行政庁（建築主事を置く市町村の区域については市町村長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法第九十七条の二第一項又は第九十七条の三第一項の規定により建築主事を置く市町村の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。以下同じ。）の認定を申請することができる。

2 前項の認定（以下この節において「建替計画の認定」という。）を申請しようとする者は、その者以外に除却しようとする建築物又はその敷地である一団の土地について権利を有する者があるときは、建替計画についてこれらの者のすべての同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて建替計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

3 前項の場合において、同項の規定により同意を得なければならないこととされている者のうち、除却しようとする建築物について所有権又は賃借権（一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。）を有する者及びその敷地である一団の土地について所有権又は借地権（一

時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。）を有する者以外の者を通知することができないときは、通知することができない理由を記載した書面を添えて、建替計画の認定を申請することができる。

4 建替計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の建替えをする土地の区域（第五号及び次条第一項第四号において「建替事業区域」という。）
 - 二 除却する建築物の建築面積、構造方法及び敷地面積並びに当該建築物の敷地の接する道路の幅員
 - 三 新築する建築物の配置
 - 四 新築する建築物の建築面積、延べ面積、構造方法、建築設備、用途及び敷地面積
 - 五 建替事業区域内に確保する空地の配置及び規模
 - 六 建築物の建替えの事業に関する資金計画
 - 七 その他建設省令で定める事項
- （建替計画の認定基準）
- 第五条 所管行政庁は、建替計画の申請があつた場合において、当該申請に係る建替計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定をすることができる。
- 一 除却する建築物の建築面積の合計に対する除却する建築物のうち延焼防止上支障がある木造の建築物で建設省令で定める基準に該当するものの建築面積の合計が建設省令で定める数値以上であること。
 - 二 新築する建築物が耐火建築物又は準耐火建築物であること。
 - 三 新築する建築物の敷地面積の合計が建設省令で定める規模以上であること。
 - 四 建替事業区域内に延焼防止上又は避難上有効な空地が確保されていること。
 - 五 建築物の建替えの事業に関する資金計画が

当該建築物の建替えを確実に遂行するため適切なものであること。

2 建替計画が建築基準法第六十一条の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、建替計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

3 建築主事は、前項の同意を求められた場合において、当該建替計画のうち新築する建築物に係る部分が当該建築物の敷地、構造及び建築設備に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定（建築基準法第六十一条の規定する建築物の新築について同意を求められた場合にあつては、同項の規定により読み替えて適用される同法第六十一条の政令で定める規定を除く。）に適合するものであるときは、同意を与えてその旨を当該所管行政庁に通知しなければならない。この場合において、建築主事は、同意することができない事由があると認めるときは、その事由を当該所管行政庁に通知しなければならない。

4 建築基準法第九十三条の規定は所管行政庁が同法第六十一条の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要する建替計画について建替計画の認定をしようとする場合において、同法第九十三条の二の規定は所管行政庁が同法第六十一条の規定による確認を要する建替計画について建替計画の認定をしようとする場合について準用する。

5 建替計画が建築基準法第六十一条の規定による確認又は同法第十八条第二項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が建替計画の認定をしたときは、同法第六十一条の規定による確認又は同法第十八条第三項の規定による通知があつたものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

（建替計画の認定通知）

第六条 所管行政庁が都道府県知事である場合において、建替計画の認定をしたときは、当該都道府県知事は、関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

（建替計画の変更）

第七条 建替計画の認定を受けた者（以下この節において「認定事業者」という。）は、当該建替計画の認定を受けた建替計画（次条から第十条までにおいて「認定建替計画」という。）の変更（建設省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。

（報告の徴収）

第八条 所管行政庁は、認定事業者に対し、認定建替計画（前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。次条及び第十条において同じ。）に係る建築物の建替えの状況について報告を求めることができる。

（地位の承継）

第九条 認定事業者の一般承継人又は認定事業者から認定建替計画に係る除却する建築物の所有権その他当該認定建替計画に係る建築物の建替えに必要な権原を取得した者は、所管行政庁の承認を受けて、当該認定事業者が有していた建替計画の認定に基づく地位を承継することができる。

（改善命令）

第十条 所管行政庁は、認定事業者が認定建替計画に従つて建築物の建替えを行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（建替計画の認定の取消し）

第十一条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による命令に違反したときは、建替計画の認

定を取り消すことができる。

2 第六条の規定は、所管行政庁が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(費用の補助)

第十二条 市町村は、認定事業者(建設省令で定める認定事業者を除く。)に対して、建築物の建替えに要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、市町村が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

第二節 延焼等危険建築物に対する措置

(延焼等危険建築物に対する除却の勧告)

第十三条 所管行政庁は、防災再開発促進地区の区域であつて都市計画法第八十一条第五号の防火地域若しくは準防火地域又は第三十二条第二項の防災街区整備地区計画の区域(同条第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画又は同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち建築物の構造に同法第八十一条第五号の準防火地域における建築物の構造に関する防火上の制限と同等以上の防火上の制限が定められており、かつ、建築基準法第六十八条の二第一項の規定に基づく条項でこの制限が定められているものに限る。)が定められているもの(第五項において「特定防火地域等」という。)の内に老朽化した木造の建築物で次に掲げる条件に該当するもの(以下「延焼等危険建築物」という。)の所有者に対し、相当の期限を定めて、当該延焼等危険建築物を除却すべきことを勧告することができる。

一 当該建築物及びその周辺の建築物の構造及び敷地並びにこれらの建築物の密集している状況に照らし、大規模な地震が発生した場合において延焼防止上危険である建築物として建設省令で定める基準に該当するものである

二 建設省令で定める規模以上の地震が発生した場合において壁、柱等の主要な構造に著しい被害を受けるおそれがある建築物として、当該建築物の構造に建設省令で定める基準に該当するものであること。

2 所管行政庁は、前項の規定による勧告をしようとする場合において、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、あらかじめ協議しなければならない。

3 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、市町村長が所管行政庁であるときは関係都道府県知事に、都道府県知事が所管行政庁であるときは関係市町村長に、速やかに、その旨を通知しなければならない。

4 第一項の規定による勧告をした所管行政庁は、当該勧告に係る延焼等危険建築物について質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利又は先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定めのある登記若しくは処分制限の登記に係る権利を有する者があるときは、速やかに、これらの者にその旨を通知しなければならない。ただし、過失がなくしてこれらの者を通知することができないときは、この限りでない。

5 所管行政庁は、第一項の規定の施行に必要な限度において、特定防火地域等の内の土地に存する建築物の所有者に対し、当該建築物の火事又は地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、当該建築物若しくは当該建築物の敷地に立ち入り、当該建築物、当該建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

6 前項の規定による立入検査をする職員は、そ

の身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

7 第五項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(代替建築物の提供又はあっせん)

第十四条 前条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物の賃借人は、当該延焼等危険建築物の所在する市町村の長に対し、当該延焼等危険建築物に代わるべき建築物(以下この条において「代替建築物」という。)の提供又はあっせんを要請することができる。

2 前条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物(当該延焼等危険建築物の全部又は一部が賃貸借の目的となつている場合に限る。)の所有者は、当該延焼等危険建築物を除却しようとする場合において、当該延焼等危険建築物の賃借人(次項において「賃借人」という。)の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあっせんすることが困難であるときは、当該延焼等危険建築物の所在する市町村の長に対し、当該代替建築物の提供又はあっせんを要請することができる。

3 前二項の規定による要請を受けた市町村長は、賃借人の利用に供すべき代替建築物を提供し、又はあっせんするよう努めなければならない。

(居住安定計画の認定)

第十五条 第十三条第一項の規定による勧告に係る延焼等危険建築物でその全部又は一部が次に掲げる条件に該当する賃貸借の目的となつているもの(以下「賃貸借の目的」という。)の所有者は、当該賃貸借の目的となつている延焼等危険建築物の全部又は一部(以下この節において「延焼等危険賃貸住宅」という。)を賃借している者(以下この節において「居住者」という。)の意見を求め、建設省令で定めるところにより、当該延焼等危険建築物について、居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建

物の除却に関する計画(以下この節において「居住安定計画」という。)を作成し、市町村長の認定を申請することができる。

一 当該賃貸借が住宅の用途に供するためにされたものであり、かつ、事務所、店舗その他住宅以外の用途を兼ねるためにされたものでないこと。

二 当該賃貸借が一時使用のためにされたことが明らかでないこと。

三 当該賃貸借の目的となつている延焼等危険建築物の全部又は一部が賃貸借の目的となつていないこと。

2 建築物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権の目的となつている延焼等危険建築物についての前項の規定の適用については、同項中「もの所有者」とあるのは、「ものについて建築物の区分所有等に関する法律(昭和三十七年法律第六十九号)第二条第一項に規定する区分所有権を有する者(同法第六十二条第一項の規定による建替え決議があつた場合にあつては、同法第六十四条の規定により建替えを行う旨の合意をしたとみなされた者)は、全員」とする。

3 第一項の認定(以下この節において「居住安定計画の認定」という。)を申請しようとする者は、居住者以外の者で当該延焼等危険建築物について権利を有する者があるときは、居住安定計画についてその同意を得なければならない。ただし、その権利をもつて居住安定計画の認定を申請しようとする者に対抗することができない者については、この限りでない。

4 前項の場合において、同項の規定により同意を得なければならないこととされている者のうち当該延焼等危険建築物について賃借権(一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。)を有する者以外の者を通知することができないときは、通知することができない理由を記

載した書面を添えて、居住安定計画の認定を申請することができる。 5 居住安定計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 - 一 延焼等危険建築物の位置 - 二 延焼等危険賃貸住宅の敷 - 三 延焼等危険賃貸住宅の規模、構造及び設備並びに家賃 - 四 延焼等危険賃貸住宅の居住者の氏名、住所及び世帯構成 - 五 延焼等危険賃貸住宅の従前の管理の状況 - 六 居住者に提供する延焼等危険賃貸住宅に代わるべき住宅(延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部を当該延焼等危険賃貸住宅に代わるべき住宅として提供する場合には、居住者により当該延焼等危険賃貸住宅が明け渡された日から当該新築する建築物の全部又は一部を提供する日までの間に必要となる仮住居を含む。以下この節において「代替住宅」という。)の規模、構造及び設備、家賃並びに所在及び地番 - 七 居住者により延焼等危険賃貸住宅が明け渡された日から延焼等危険建築物を除却する日までの間における当該延焼等危険賃貸住宅の管理に関する事項 - 八 延焼等危険建築物を除却する予定時期 - 九 延焼等危険建築物の除却の事業(延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部を代替住宅として提供する場合には、当該建築物の新築の事業を含む。次条第一項第四号において同じ。)に関する資金計画 - 十 延焼等危険建築物に延焼等危険賃貸住宅以外の部分がある場合にあっては、当該部分についての利用状況及び居住安定計画の認定を申請した日から当該延焼等危険建築物を除却する日までの間における当該部分の管理に関する事項	十一 その他建設省令で定める事項 (居住安定計画の認定基準) 第十六条 市町村長は、居住安定計画の認定の申請があった場合において、当該申請に係る居住安定計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときでなければ、居住安定計画の認定をしてはならない。 - 一 延焼等危険賃貸住宅の所有者が当該延焼等危険賃貸住宅の修繕その他賃貸人としてなすべき義務を履行してきていること。 - 二 居住者ごとに、前条第五項第三号及び第四号に掲げる事項その他居住者に関する状況を勘案して、その規模、構造及び設備並びに家賃が妥当な水準の代替住宅が居住者の生活環境に著しい変化を及ぼさない地域内において確保されることが確保であること。 - 三 居住安定計画の認定の申請を受けた日から延焼等危険建築物が除却される日までの間に、当該延焼等危険建築物について新たな権利が設定されないことが確保であること。 - 四 延焼等危険建築物の除却の事業に関する資金計画が当該事業を遂行するため適切なものであり、当該延焼等危険建築物が除却されることが確保であること。 2 市町村長は、居住安定計画の認定をしようとする場合において、当該居住安定計画に公営住宅法(昭和二十八年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅(以下この節において「公営住宅」という。)又は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成五年法律第五十二号。第二十一条第一項において「特定優良賃貸住宅」という。)第十八条第二項に規定する賃貸住宅(以下この節において「特定公共賃貸住宅」という。)であって都道府県が管理するものが代替住宅として定められているときは、あらかじめ、当該代替住宅を示して当該都道府県の同意を得なければならない。 3 市町村長は、居住安定計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、当該居住安定計画に定められた代替住宅を示して居住者の意見を聴かなければならない。 (居住安定計画の認定の通知) 第十七条 市町村長は、居住安定計画の認定をしたときは、速やかに、当該居住安定計画の認定に係る居住安定計画(以下この節において「認定居住安定計画」という。)に定められた代替住宅及び当該代替住宅への入居を希望する旨を申し出ることをできる期間(次項及び第十九条において「入居申出期間」という。)を示して、当該居住安定計画の認定をした旨を居住者に通知しなければならない。 2 前項の場合において、認定居住安定計画に都道府県が管理する公営住宅又は特定公共賃貸住宅が代替住宅として定められているときは、市町村長は、速やかに、当該認定居住安定計画に定められた代替住宅及び入居申出期間を示して、当該居住安定計画の認定をした旨を当該都道府県に通知しなければならない。 (居住安定計画の変更) 第十八条 居住安定計画の認定を受けた者(以下この節において「認定所有者」という。)は、認定居住安定計画の変更(建設省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、市町村長の認定を受けなければならない。 2 前二条の規定は、前項の場合について準用する。 (居住者の居住の安定に関する措置) 第十九条 第十七条第一項(前条第二項により準用する場合を含む。以下この節において同じ。)の規定による通知を受けた居住者は、当該通知により示された代替住宅が公営住宅、特定公共賃貸住宅又は市町村が居住者に転貸するために借り上げた住宅(公営住宅を除く。第二十二條において「市町村借上住宅」という。)である場合においては、入居申出期間内に、当該代替住宅への入居を希望する旨を当該代替住宅を管理する
る地方公共団体に申し出ることができる。 第二十條 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三條各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二條第一項及び第二十五條第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。 2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者が公営住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該公営住宅の家賃を超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、公営住宅法第十六條第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。 3 公営住宅法第十六條第五項の規定は、前項の規定により家賃を減額する場合について準用する。 第二十一條 第十九條の規定による申出に係る代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八條第二項に規定する建設省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。 2 地方公共団体は、前項に規定する者を入居させた特定公共賃貸住宅の家賃については、公営住宅法第十八條第二項の規定の例により算定した近傍同種の住宅の家賃以下で条例で定める額とするものとする。 3 第一項に規定する地方公共団体は、同項に規定する者を特定公共賃貸住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該特定公共賃貸住宅の家賃	る地方公共団体に申し出ることができる。 第二十條 前条の規定による申出に係る代替住宅が公営住宅である場合において、当該申出をした者が公営住宅法第二十三條各号に掲げる条件に該当する者であるときは、当該公営住宅を管理する地方公共団体は、同法第二十二條第一項及び第二十五條第一項の規定にかかわらず、その者を当該公営住宅に入居させるものとする。 2 前項に規定する公営住宅を管理する地方公共団体は、同項に規定する者が公営住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該公営住宅の家賃を超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、公営住宅法第十六條第一項、第二十八條第二項又は第二十九條第五項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該公営住宅の家賃を減額することができる。 3 公営住宅法第十六條第五項の規定は、前項の規定により家賃を減額する場合について準用する。 第二十一條 第十九條の規定による申出に係る代替住宅が特定公共賃貸住宅である場合において、当該申出をした者が特定優良賃貸住宅法第十八條第二項に規定する建設省令で定める基準のうち入居者の資格に係るものに該当する者であるときは、当該特定公共賃貸住宅を管理する地方公共団体は、その者を当該特定公共賃貸住宅に入居させるものとする。 2 地方公共団体は、前項に規定する者を入居させた特定公共賃貸住宅の家賃については、公営住宅法第十八條第二項の規定の例により算定した近傍同種の住宅の家賃以下で条例で定める額とするものとする。 3 第一項に規定する地方公共団体は、同項に規定する者を特定公共賃貸住宅に入居させる場合において、その者が従前賃借していた延焼等危険賃貸住宅の家賃を当該特定公共賃貸住宅の家賃

賃が超えることとなり、その者の家賃負担の軽減を図るため必要があると認めるときは、条例で定めるところにより、当該特定公共賃貸住宅の家賃を減額することができる。

第二十二條 第十九條の規定による申出に係る代替住宅が市町村借上住宅である場合においては、当該市町村借上住宅を管理する市町村は、当該申出をした者を当該市町村借上住宅に入居させるものとする。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項に規定する者を市町村借上住宅に入居させる場合について準用する。

3 国は、市町村が前項の規定により準用される前条第三項の規定により市町村借上住宅の家賃を減額する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その減額に要する費用の一部を補助することができる。

(移転料の支払)

第二十三條 認定居住安定計画(第十八條第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下この節において同じ。)に定められた延焼等危険賃貸住宅(以下「認定賃貸住宅」という。)の認定所有者は、当該認定賃貸住宅の第十七條第一項の規定による通知を受けた居住者が当該認定賃貸住宅から認定居住安定計画に定められた代替住宅へその住居の移転(認定居住安定計画において延焼等危険建築物を除却した後新築する建築物の全部又は一部が代替住宅として定められている場合にあつては、当該認定居住安定計画に定められた仮住居から当該代替住宅への移転を含む。)をする場合においては、当該居住者に対して、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、通常必要な移転料を支払わなければならない。

(賃貸借契約の更新拒絶等)

第二十四條 認定賃貸住宅について当該認定賃貸住宅の認定所有者が当該認定賃貸住宅の第十七條第一項の規定による通知を受けた居住者(次

項、次条及び第二十七條において「認定居住者」という。)に対し賃貸借の更新の拒絶の通知(条件を変更しなければ更新をしない旨の通知を除く。)をする場合については、借地借家法第二十六條第二項及び第二十八條の規定は、適用しない。

2 認定賃貸住宅について当該認定賃貸住宅の認定所有者が当該認定賃貸住宅の認定居住者に対し賃貸借の解約の申入れをする場合については、借地借家法第二十七條第二項及び第二十八條の規定は、適用しない。

(報告の徴収)

第二十五條 市町村長は、認定所有者に対し、認定居住安定計画に係る認定居住者の居住の安定の確保及び延焼等危険建築物の除却の状況について報告を求めることができる。

(地位の承継)

第二十六條 認定所有者の一般承継人又は認定所有者から認定賃貸住宅の所有権その他当該認定居住安定計画の実施に必要な権原を取得した者は、市町村長の承認を受けて、当該認定所有者が有していた居住安定計画の認定に基づく地位を承継することができる。

(改善命令)

第二十七條 市町村長は、認定所有者が認定居住安定計画に従つて、認定居住者の居住の安定を確保していないと認めるとき又は延焼等危険建築物を除却していないと認めるときは、当該認定所有者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。ただし、延焼等危険建築物を除却すべき旨の命令は、当該延焼等危険建築物から認定居住者がすべて移転した場合に限り、することができ。

(居住安定計画の認定の取消し)

第二十八條 市町村長は、前条ただし書に規定する場合以外の場合において、認定所有者が同条の規定による命令に違反したときは、居住安定

計画の認定を取り消すことができる。

2 第十七條の規定は、市町村長が前項の規定による取消しをした場合について準用する。

(費用の補助)

第二十九條 市町村は、認定所有者(建設省令で定める認定所有者を除く。)に対して、第二十三條の規定による移転料の支払いに要する費用の全部又は一部を補助することができる。

2 国は、市町村が前項の規定により補助金を交付する場合には、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その費用の一部を補助することができる。

(不服申立て)

第三十條 第十五條第一項、第十八條第一項及び第二十八條第一項の規定による処分不服がある者は、都道府県知事に対して審査請求をすることができ。

2 前項に規定する審査請求につき都道府県知事がした裁決に不服がある者は、建設大臣に対して再審査請求をすることができ。

第三節 住宅・都市整備公団の業務の特例

(住宅・都市整備公団の業務の特例)

第三十一條 住宅・都市整備公団は、住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号。以下この条において「公団法」という。)第二十九條第一項から第三項までに規定する業務のほか、都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三條の第三項に規定する都市計画区域について定められた防災再開発促進地区の区域内において、その一体的かつ総合的な市街地の再開発を促進するため、地方公共団体の委託に基づき、公団法第二十九條第二項第一号から第三号まで、第五号、第六号及び第八号の業務を行うことができる。

2 前項の規定により住宅・都市整備公団の業務が行われる場合には、公団法第六十二條第二項及び第六十三條第一項中「この法律」とある

のは「この法律又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第三十一号)」と、公団法第六十八條中「第六十三條第一項」とあるのは「第六十三條第一項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」と、公団法第六十九條第三号中「附則第十七條」とあるのは「附則第十七條並びに密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一條第一項」と、公団法第六十九條第六号中「第六十二條第二項」とあるのは「第六十二條第二項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十一條第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」とする。

第四章 防災街区整備地区計画等
第一節 防災街区整備地区計画
(防災街区整備地区計画)
第三十二條 次に掲げる条件に該当する密集市街地の土地の区域内の土地の区域で、当該区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、当該区域の各街区を防災街区として一体的かつ総合的に整備することが適切であると認められるものについては、都市計画に防災街区整備地区計画を定めることができる。

一 当該区域における特定防災機能の確保を図る上で必要となる適正な配置及び規模の公共施設がない区域であること。
二 当該区域における特定防災機能に支障を来している区域であること。
三 都市計画法第八條第一項第一号に規定する用途地域が定められている区域であること。
四 防災街区整備地区計画については、都市計画法第十二條の四第二項に定める事項のほか、次に掲げる事項を都市計画に定めるものとする。
一 当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針

一 当該防災街区整備地区計画の目標その他当該区域の整備に関する方針

二 当該区域における特定防災機能を確保するために整備されるべき主要な道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設を除く。以下「地区防災施設」という。)の区域(地区防災施設のうちの建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)と一体となつて当該特定防災機能を確保するために整備されるべきもの(以下「特定地区防災施設」という。))にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び当該建築物等の整備に関する計画(以下「特定建築物地区整備計画」という。))

三 主として街区内の居住者等の利用に供される道路、公園その他の政令で定める施設(都市計画法第四條第六項に規定する都市計画施設及び地区防災施設を除く。以下「地区施設」という。))及び建築物等(特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等を除く。))の整備並びに土地の利用に關して、地区防災施設の区域以外の防災街区整備地区計画の区域について定める計画(以下「防災街区整備地区整備計画」という。))

3 特定建築物地区整備計画においては、その区域及び建築物の構造に關する防火上必要な制限、建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限その他の建築物等に関する事項で政令で定めるものとする。

4 防災街区整備地区整備計画においては、次に掲げる事項のうち、防災街区整備地区計画の目的を達成するため必要な事項を定めるものとする。

一 地区施設の配置及び規模

二 建築物の構造に關する防火上必要な制限、建築物等の高さの最高限度又は最低限度、建築物等の用途の制限、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度又は最低限度、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度、建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限その他の建築物等に関する事項で政令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、土地の利用に關する事項で政令で定めるもの

5 防災街区整備地区計画を都市計画に定めるに当たつては、次に掲げるところに従わなければならない。

一 地区防災施設(特定地区防災施設を除く。))は、当該地区防災施設が、当該防災街区整備地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、当該区域における特定防災機能を確保するとともに、良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

二 特定地区防災施設は、当該特定地区防災施設が、当該防災街区整備地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等と一体となつて当該防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能を確保するとともに、良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

三 特定建築物地区整備計画は、当該特定建築物地区整備計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、特定建築物地区整備計画の区域内の建築物等と一体となつて当該防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能を確保するとともに、良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

物地区整備計画の区域内の建築物等が特定地区防災施設と一体となつて当該防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能を確保するとともに、適切な構造、高さ、配列等を備えた建築物等が整備されることにより当該区域内の土地が合理的かつ健全な利用形態となるように定めること。

四 地区施設は、当該地区施設が、当該防災街区整備地区計画の区域及びその周辺において定められている都市計画と相まって、火災又は地震が発生した場合の当該区域における延焼により生ずる被害の軽減及び避難上必要な機能の確保と良好な都市環境の形成に資するよう、必要な位置に適切な規模で配置すること。

五 防災街区整備地区整備計画における建築物等に関する事項は、当該防災街区整備地区計画の区域の特性にふさわしい用途、容積、高さ、配列等を備えた建築物等が整備されることにより当該区域内の土地が合理的かつ健全な利用形態となることと、当該防災街区整備地区整備計画の区域内の建築物等(特定建築物地区整備計画の区域の建築物等を除く。))が火災又は地震が発生した場合の当該区域における延焼により生ずる被害の軽減に資するよう定めること。

6 防災街区整備地区計画を都市計画に定める際、当該防災街区整備地区計画の区域の全部又は一部について地区防災施設の区域(防災街区整備地区計画に特定地区防災施設を定めるべき場合にあつては、特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画。以下この項において同じ。))又は防災街区整備地区整備計画を定めることができない特別の事情があるときは、当該防災街区整備地区計画の区域の全部又は一部について地区防災施設の区域又は防災街区整備地区整備計画を定めることを要しない。この場合において、地区防災施設の区域以外の防災街区

整備地区計画の区域の一部について防災街区整備地区整備計画を定めるときは、当該防災街区整備地区整備計画については、当該防災街区整備地区整備計画の区域をも都市計画に定めなければならない。

7 防災街区整備地区計画の区域(地区防災施設の区域が定められている区域を除く。))のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を一体として行うべき土地の区域としてふさわしい相当規模の一団の土地(国又は地方公共団体の所有する土地で公共施設の用に供されているものを除く。))について所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかでないものを除く。))を有する者は、その全員の合意により、当該防災街区整備地区計画に定められた内容に従つてその土地の区域における建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事項を内容とする協定を締結した場合においては、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となつて土地の区域につき、当該防災街区整備地区計画に關する都市計画に建設省令で定める場合の区分に応じ当該建設省令で定める事項を定めるべきことを当該都市計画を定めるべき者に対し要請することができる。

(行為の届出等)

第三十三條 防災街区整備地区計画の区域、地区防災施設の区域(特定地区防災施設が定められている場合にあつては、当該特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る。))内において、土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他政令で定める行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

四

一 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの

二 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

三 国又は地方公共団体が行う行為

四 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

五 都市計画法第二十九条の許可を要する行為

六 第三十六条第一項の規定による公告があった防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された次条第一項に規定する権利に係る土地において当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他同条第二項第六号に規定する建設省令で定める行為に関する事項に従って行う行為

七 前各号に掲げるもののほか、政令で定める行為

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち建設省令で定める事項を変更しようとするときは、当該事項の変更に係る行為に着手する日の三十日前までに、建設省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

3 市町村長は、第一項又は前項の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が防災街区整備地区計画に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。この場合において、火事又は地震が発生した場合の

当該防災街区整備地区計画の区域における延焼により生ずる被害の軽減又は避難上必要な機能の確保に資するため必要があると認めるときは、防災街区整備地区計画に定められた事項その他の事項に関し、適切な措置を講ずることに付いて助言又は指導をするものとする。

第二節 防災街区整備権利移転等促進計画

画

(防災街区整備権利移転等促進計画の作成)

第三十四条 市町村は、防災再開発促進地区の区域について定められた防災街区整備地区計画(以下この章において「特定防災街区整備地区計画」という。)の区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、当該特定防災街区整備地区計画の区域内の土地(国又は地方公共団体が所有する土地で公共施設の利用に供されているもの、農地その他の政令で定める土地を除く。次条において同じ。)を対象として、所有権の移転又は地上権若しくは賃借権(これらの権利で一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。次項第五号、次条及び第三十七条において同じ。)の設定若しくは移転(以下この節において「権利の移転等」という。)を促進する事業を行おうとするときは、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるものとする。

2 防災街区整備権利移転等促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 権利の移転等を受ける者の氏名又は名称及び住所

二 前号に規定する者が権利の移転等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積

三 第一号に規定する者に前号に規定する土地について権利の移転等を行う者の氏名又は名称及び住所

四 第一号に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的並びに当該所有権の移転の時期並びに移転の対価及びその支払の方法

五 第一号に規定する者が設定又は移転を受ける地上権又は賃借権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期又は移転の時期、存続期間又は残存期間並びに地代又は借賃及びその支払の方法

六 権利の移転等が行われた後に第一号に規定する土地において行われることとなる土地の区画形質の変更、建築物等の新築、改築又は増築その他建設省令で定める行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他建設省令で定める事項

七 その他建設省令で定める事項

3 防災街区整備権利移転等促進計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 防災街区整備権利移転等促進計画の内容が特定防災街区整備地区計画に適合するものであること。

二 防災街区整備権利移転等促進計画において、特定防災街区整備地区計画の区域における特定防災機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るための権利の移転等で次に掲げるもののいずれかが定められていること。

イ 地区防災施設若しくは地区施設の整備を図るため行う権利の移転等又はこれと併せて行う当該権利の移転等を円滑に推進する

ために必要な権利の移転等

□ 特定建築物地区整備計画の区域において特定地区防災施設と一体となつて当該特定防災街区整備地区計画の区域の特定防災機能確保のためにされる建築物等の新築その他の行為で建設省令で定めるものを伴う権利の移転等(イに掲げるものを除く。)

三 前項第二号に規定する土地ごとに、同項第一号に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、賃借権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意が得られていること。

四 前項第一号に規定する土地に存する建物その他の土地に定着する物件ごとに、当該物件について所有権、賃借権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者並びに当該物件について先取特権若しくは抵当権の登記、仮登記、買戻しの特約その他権利の消滅に関する事項の定め(登記又は処分制限の登記に係る権利を有する者のすべての同意が得られていること)。

五 前項第一号に規定する者が、権利の移転等が行われた後において、同項第二号に規定する土地を同項第四号又は第五号に規定する土地の利用目的に即して適正かつ確実に利用することができると認められること。

(防災街区整備権利移転等促進計画の作成の要請)

第三十五条 特定防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権、地上権又は賃借権を有

する者及び当該土地について権利の移転等を受けようとする者は、その全員の合意により、前条第二項各号に掲げる事項を内容とする協定を締結した場合において、同条第三項第三号及び第四号に規定する者のすべての同意を得たときは、建設省令で定めるところにより、その協定の目的となつてゐる土地につき、防災街区整備権利移転等促進計画を定めるべきことを市町村に對し要請することができる。

(防災街区整備権利移転等促進計画の公告)

第三十六條 市町村は、防災街区整備権利移転等促進計画を定めたときは、建設省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

2 市町村は、都市計画法第十九条第二項に規定する政令で定める事項に係る権利の移転等をその内容とする防災街区整備権利移転等促進計画について前項の規定による公告をしようとするときは、建設省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(公告の効果)

第三十七條 前条第一項の規定による公告があったときは、その公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画の定めるところによつて所有権が移転し、又は地上権若しくは賃借権が設定され、若しくは移転する。

(登記の特例)

第三十八條 第三十六條第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に係る土地の登記については、政令で、不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の特例を定めることができる。

第三十九條 市町村は、権利の移転等を受けた者が防災街区整備権利移転等促進計画に定められた土地の利用目的に従つて土地を利用していないと認めるときは、当該権利の移転等を受けた者に対し、相当の期限を定めて、当該防災街区整備権利移転等促進計画に定められた事項の適正かつ確実な実施を図るために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(勧告)

第四十條 防災街区整備組合(以下「組合」という。)は、特定防災街区整備地区計画の区域内の一団の土地について所有権又は借地権を有する者が協同して当該一団の土地の区域内の各街区を防災街区として整備することを目的とする。(人格及び住所)

第四十一條 組合は、法人とする。

第一節 総則

第一款 総則

第四十二條 組合は、その名称中に防災街区整備組合という文字を用いなければならない。

(事業の目的)

第四十三條 組合は、その行う事業によつてその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とし、営利を目的としてその事業を行つてはならない。

(登記)

第四十四條 組合は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の登記を必要とする事項は、登記の後でなければ第三者に對抗することができない。

3 第一項の規定により登記した事項は、登記所において遅滞なく公告しなければならない。

第二款 事業

第四十五條 組合は、第四十條の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業で特定防災街区整備地区計画に適合するものを行う。

一 土地の区画形質の変更及びこれに併せて整備することが必要な公共施設の整備

二 耐火建築物又は準耐火建築物の建築(建築基準法第二十三条に規定する建築をいう。次項において同じ。)、賃貸その他の管理又は譲渡(当該建築物の敷地である土地の賃貸その他の管理又は譲渡を含む。)

三 前二項の事業に附帯する事業

2 組合は、前項に規定する事業のほか、第四十條の目的を達成するため、その地区内において、次に掲げる事業の全部又は一部を行うことができる。

一 特定防災街区整備地区計画に適合する耐火建築物又は準耐火建築物の建築をするために土地を必要とする認められる者で政令で定めるものに対して行う土地の賃貸その他の管理又は譲渡

二 組合の地区における特定防災機能の確保のために必要な共同利用施設の設置又は管理

三 組合の事業に関する組合員の知識の向上を図るための教育及び組合員に対する一般的情報の提供

四 前三項の事業に附帯する事業

(土地区画整理事業)

第四十六條 組合が前条第一項第一号に掲げる事業を土地区画整理事業(土地区画整理法昭和二十九年法律第九十九号)による土地区画整理事業をいう。以下この節において同じ。として行う場合には、組合を同法第三條第一項の規定により数人共同して施行する土地区画整理事業の施行者とみなして、同法(第十一條及び第十二條を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第六條第五項中「わたらないように」とあるのは、「わたらず、防災街区整備組合の地区と一致し、かつ、当該防災街区整備組合の組合員の有する所有権又は借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地を含まないように」と読み替へるものとする。

2 土地区画整理法の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

3 組合は、第一項の規定により適用される土地区画整理法第四條第一項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第八十六條第一項の換地計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員全員の合意によらなければならない。

4 第一項の規定による土地区画整理法第二百二十三條及び第二百四條の規定の適用については、前項の規定は、同法の規定とみなす。

(第一種市街地再開発事業)

第四十七條 組合が、都市計画法第八條第一項第

三号の高度利用地区の区域又は都市再開発法第二条の二第一項に規定する防災街区整備地区計画の区域内の土地の区域であつて、第四十五条第一項第一号及び第二号に掲げる事業を第一種市街地再開発事業(同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業をいう。以下この節において同じ。)として行う場合には、組合を同法第二条の二第一項の規定により数人共同して施行する第一種市街地再開発事業の施行者とみなして、同法(第七條の十七及び第七條の十八を除く。)の規定を適用する。この場合において、同法第七條の十四第三号中「わたつており」とあるのは、「わたつており、防災街区整備組合の地区と一致しておらず、当該防災街区整備組合の組合員の有する所有権若しくは借地権の目的となつてゐる宅地以外の宅地を含んでおり」と読み替へるものとする。

2 都市再開発法の規定の適用についての必要な技術的読替は、政令で定める。

3 組合は、第一項の規定により適用される都市再開発法第七條の九第一項の規約若しくは事業計画を定め、若しくは変更し、又は同法第七十二條第一項の権利変換計画を定め、若しくは変更しようとするときは、組合員全員の合意によらなければならない。

4 第一項の規定による都市再開発法第二百二十四条及び第二百四十四條の二の規定の適用については、前項の規定は、同法の規定とみなす。

第三款 組合員

(組合員たる資格)

第四十八條 組合員たる資格を有する者は、組合の地区内の土地(土地区画整理事業を行う組合

にあつては土地区画整理法第二条第五項に規定する公共施設の、第一種市街地再開発事業を行う組合にあつては都市再開発法第二条第四号に規定する公共施設の用に供する土地で国又は地方公共団体が所有するものを除く。)について所有権又は借地権(第一種市街地再開発事業を行う組合にあつては、一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者であつて定款で定めるものとする。

(出資)

第四十九條 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、均一でなければならない。

3 組合員の責任は、第五十二條の経費の負担を除くほか、その出資額を限度とする。

4 組合員は、出資の払込みについて、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(持分の譲渡)

第五十條 組合員は、組合の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 組合員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 組合員は、持分を共有することができない。

(議決権及び選挙権)

第五十一條 組合員は、各一個の議決権及び役員

の選挙権を有する。

3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

4 代理人は、五人以上の組合員を代理することができない。

5 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

(経費)

第五十二條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に経費を賦課することができる。

2 組合員は、前項の経費の支払について、相殺をもつて組合に対抗することができない。

(過怠金)

第五十三條 組合は、定款で定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができ

る。

(加入の自由)

第五十四條 組合員たる資格を有する者が組合に加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入に

つき現在の組合員が加入の際に付されたよりも困難な条件を付してはならない。

(脱退の自由)

第五十五條 組合員は、六十日前までに予告し、事業年度末において脱退することができる。

2 前項に規定する予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は一年を超えてはならない。

(法定脱退)

第五十六條 組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

2 除名は、次の各号のいずれかに該当する組合員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合において、組合は、その総会の日の十日前までにその組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の事業を利用しない組合員

二 出資の払込み、経費の支払その他組合に対する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める事由に該当する組合員

3 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければならない。これをもちてその組合員に対抗することができない。

(脱退者の持分の払戻し)

第五十七條 組合員は、脱退したときは、定款で定めるところにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

2 前項に規定する持分は、脱退した事業年度末における当該組合の財産によつてこれを定める。

(損失額の払込み)

第五十八條 持分を計算するに当たり、組合の財産をもつて債務を完済するに足りないときは、当該組合は、定款で定めるところにより、脱退した組合員に対して、その負担に帰すべき損失額の払込みを請求することができる。

(時効)

第五十九條 第五十七條第一項及び前条に規定する請求権は、脱退の時から二年間これを行な

いときは、時効によって消滅する。 (持分の払戻しの停止) 第六十条 組合は、脱退した組合員がその組合に對する債務を完済するまでは、その持分の払戻しを停止することができる。 (出資口数の減少) 第六十一条 組合員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。 2 第五十七条から第五十九条までの規定は、前項の規定により出資口数を減少する場合について準用する。	組合の存立時期を定めるときはその時期を、現物出資する者を定めるときはその者の氏名又は名称、出資の目的たる財産及びその価額並びにこれに對して与える出資口数を記載しなければならない。 3 建設大臣は、模範定款例を定めることができる。 (規約で定め得る事項) 第六十三条 次に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。	果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合にあっては、当該候補者を当選人とする。 7 総会外において役員を選挙を行うときは、投票所は、組合員の選挙権の適正な行使を妨げない場所に設けなければならない。 8 役員は、第三項の規定にかかわらず、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあっては、創立総会)において選任することができる。 9 理事の定数の少なくとも三分の二は、組合員たる個人又は組合員たる法人の業務を執行する役員でなければならない。ただし、設立当時の理事は、設立の同意を申し出た個人又は設立の同意を申し出た法人の業務を執行する役員でなければならない。	3 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったときは、その理事は、第三者に對し連帶して損害賠償の責めに任ずる。重要な事項につき第七十二条第一項に規定する書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも、同様とする。 (役員兼職禁止) 第六十七条 理事は、監事又は組合の使用人と、監事は、理事又は組合の使用人と、それぞれ兼ねてはならない。 (理事の自己契約等の禁止) 第六十八条 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、同様とする。 (総会の招集) 第六十九条 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
(定款) 第六十二条 組合の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 事業 二 名称 三 地区 四 事務所の所在地 五 組合員たる資格並びに組合員の加入及び脱退に関する規定 六 出資一口の金額及びその払込みの方法並びに一組合員の有することができる出資口数の最高限度 七 経費の分担に関する規定 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 九 準備金の額及びその積立ての方法 十 役員の数、職務の分担及び選挙又は選任に関する規定 十一 事業年度 十二 公告の方法 2 組合の定款には、前項に掲げる事項のほか、	一 総会に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定 三 役員に関する規定 四 組合員に関する規定 五 その他必要な事項 (役員の数及び選挙又は選任) 第六十四条 組合に役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は二人以上とし、監事の定数は一人以上とする。 3 役員は、定款で定めるところにより、組合員が総会(設立当時の役員にあっては、創立総会)において選挙する。ただし、定款で定めるところにより、総会外において選挙することができる。 4 役員選挙は、無記名投票によって行う。ただし、定款で定めるところにより、役員候補者が選挙すべき役員の数以内であるときは、投票を省略することができる。 5 投票は、組合員一人につき一票とする。 6 定款によって定めた投票方法による選挙の結果	第六十五条 役員任期は、三年以内において定款で定める期間とする。 2 設立当時の役員任期は、前項の規定にかかわらず、創立総会(合併による設立にあっては、設立委員会)において定める期間とする。ただし、その期間は一年を超えてはならない。 (理事の職務) 第六十六条 理事は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款、事業基本方針及び規約(以下この節において「法令等」という。)並びに総会の決議を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。 2 理事がその任務を怠ったときは、その理事は、組合に對して連帶して損害賠償の責めに任ずる。	2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあった日から二十日以内に総会を招集しなければならない。 3 理事の職務を行う者がいないとき、又は前項の規定による請求があった場合において理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。 (総会招集の手続) 第七十条 総会招集の通知は、その総会の日の日前までに、その会議の目的たる事項を示してしなければならない。

(組合員に対する通知又は催告)

第七十一条 組合が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあてればよい。

2 前項に規定する通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(定款その他の書類の備付け及び閲覧)

第七十二条 理事は、定款、事業基本方針及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、総会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置かなければならない。

3 組合員名簿には、各組合員について次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 氏名又は名称及び住所

二 加入の年月日

三 出資口数及び出資各口の取得の年月日

四 払込済出資額及びその払込みの年月日

4 組合員及び組合の債権者は、第一項又は第二項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

(決算関係書類の提出、備付け及び閲覧)

第七十三条 理事は、通常総会の日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。

3 第一項に規定する書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

(役員の変更の請求)

第七十四条 組合員は、総組合員の五分の一以上の連署をもって、その代表者から役員の変更を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、理事の全員又は監事の全員について同時にしなければならない。

ただし、法令等の違反を理由として改選を請求する場合は、この限りでない。

3 第一項の規定による請求は、改選の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

4 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、これを総会の議に付さなければならない。

い。この場合においては、第六十九条第二項及び第三項の規定を準用する。

5 第三項に規定する書面の提出があつたときは、理事は、総会の日の一週間前までにその請求に係る役員にその書面又はその写しを送付し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

6 第一項の規定による請求につき第四項に規定する総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その時にその職を失う。

(役員についての商法等の準用)

第七十五条 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十四条第三項、第二百五十六条第三項及び第二百五十八条第一項の規定は理事及び監事について、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項、第五十三条から第五十六条まで及び第六十一条第一項の規定は理事について、第六十六条、民法第五十九条及び商法第二百七十八条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所ハ利害關係人又ハ檢察官」とあるのは、「都道府県知事ハ利害關係人」と読み替へるものとする。

(参事及び会計主任)

第七十六条 組合は、参事及び会計主任を選任し、その主たる事務所又は従たる事務所において、その業務を行わせることができる。

2 参事及び会計主任の選任又は解任は、理事の過半数で決する。

3 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、理事に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

4 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出しなければならない。

5 第三項の規定による請求があつたときは、理事は、当該参事又は会計主任の解任の可否を決定しなければならない。

6 理事は、前項に規定する可否を決する日から七日前までに、当該参事又は会計主任に対し、第四項に規定する書面又はその写しを送付し、かつ、弁明する機会を与えなければならない。

7 商法第三十八条第一項及び第三項、第三十九条、第四十一条並びに第四十二条の規定は、参事について準用する。

(就業関係にある者の役員等への就任禁止)

第七十七条 組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者は、その組合の理事、監事、参事又は会計主任となることができない。

(総会の議決事項)

第七十八条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 事業基本方針の変更

三 規約の設定、変更又は廃止

四 毎事業年度の事業計画の設定又は変更

五 経費の賦課及び徴収の方法

六 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案

2 定款及び事業基本方針の変更は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 第九十三条第二項及び第九十四条の規定は、前項の規定により認可を受ける場合について準用する。

4 組合の地区に係る定款の変更については、前項に規定するもののほか、第八十八条の規定を準用する。

(総会の議事)

第七十九条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会において選任する。

3 議長は、組合員として総会の議決に加わることができない。

(特別議決事項)

第八十条 次に掲げる事項は、総組合員の半数以上

上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 事業基本方針の変更

三 組合の解散及び合併

四 組合員の除名

(総会についての民法及び商法の準用)

第八十一条 民法第六百四十四条並びに商法第二百四十三條、第二百四十四條第一項及び第二項、第二百四十七條から第二百四十九條まで、第二百五十一條並びに第二百五十二條の規定(これらの規定中監査役に関する部分を除く)は、総会について準用する。この場合において、民法第六百四十四條中「第六十二條」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十條」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七十條」と読み替へるものとする。

(出資一口の金額の減少)

第八十二條 組合は、出資一口の金額の減少を議決したときは、その議決の日から二週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなければならぬ。

2 組合は、前項に規定する期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならぬ。

3 前項に規定する一定の期間は、一月を下つてはならない。

4 債権者が第二項に規定する一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとなす。

5 債権者が異議を述べたときは、組合は、弁済し、若しくは相当の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む銀行に相当の財産を信託しなければならぬ。

6 商法第三百八十條(監査役に関する部分を除く)の規定は、組合の出資一口の金額の減少について準用する。

(準備金及び繰越金)

第八十三條 組合は、定款で定める額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の十分の一以上を準備金として積み立てなければならない。

2 前項に規定する定款で定める準備金の額は、出資総額の二分の一を下つてはならない。

3 第一項に規定する準備金は、損失をうめる場合を除いては、取り崩してはならない。

4 第四十五條第二項第三号に掲げる事業を行う組合は、当該事業の費用に充てるため、毎事業年度の剰余金の二十分の一以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。

(剰余金の配分)

第八十四條 組合は、損失をうめ、前条第一項の規定による準備金及び同条第四項の規定による繰越金を控除した後でなければ、剰余金の配分をしてはならない。

2 前項の剰余金の配分は、定款で定めるところにより、組合員の組合事業の利用分置又は払込済出資額に応じてしなければならない。この場合において、払込済出資額に応じてする配当の率は、年八パーセント以内において政令で定める割合を超えてはならない。

(区分経理)

第八十五條 土地区画整理事業又は第一種市街地再開発事業を行う組合は、土地区画整理事業又は第一種市街地再開発事業に係る経理をそれぞれ他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

(財務基準)

第八十六條 前三條に定めるもののほか、組合が、その組合員との間の財務関係を明らかにし、組合員の利益を保全することができるよう、その財務を適正に処理するための基準として従わなければならない事項は、政令で定める。

(組合の持分取得の禁止)

第八十七條 組合は、組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

第五款 設立

(組合の地区)

第八十八條 組合を設立するには、特定防災街区整備地区計画の区域のうち建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備を行うべき相当規模の土地の区域をその地区としなければならない。

(発起人)

第八十九條 組合を設立するには、特定防災街区整備地区計画の区域内の土地について所有権又は借地権を有する者三人以上が発起人となることを必要とする。

(設立準備会)

第九十條 発起人は、あらかじめ組合の事業及び地区並びに組合員たる資格に関する目録見書を作成し、これを設立準備会の日時及び場所とともに公告して、設立準備会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、設立準備会の日二週間前までにしなければならない。

3 設立準備会においては、出席した組合員となろうとする者の中から、定款及び事業基本方針の作成に当たるべき者(次項及び第九十二條において「定款等作成委員」という)を選任し、かつ、地区、組合員たる資格その他定款作成の基本となるべき事項及び事業基本方針の概要を定めなければならない。

4 定款等作成委員は、三人以上でなければならない。

5 設立準備会の議事は、出席した組合員となろうとする者の過半数の同意をもって決する。

(事業基本方針)

第九十一條 事業基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 組合の地区内において、組合が行う事業の種類及びその実施の方針

二 その他建設省令で定める事項

2 前項第一号に掲げる事項は、組合の地区内の土地について定められている特定防災街区整備地区計画その他の都市計画に適合するように定めなければならない。

(創立総会)

第九十二條 定款等作成委員が定款及び事業基本方針を作成したときは、発起人は、これらを創立総会の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 前項の規定による公告は、創立総会の日二週間前までにしなければならない。

週間前までにしなければならない。

3 定款等作成委員が作成した定款及び事業基本方針の承認その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会においては、前項に規定する定款及び事業基本方針を修正することができる。ただし、地区及び組合員たる資格に関する規定については、この限りでない。

5 創立総会の議事は、組合員たる資格を有する者でその創立総会の日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上でこれを決する。

6 前項に規定する者は、書面及び代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。

7 第五十一条(第二項を除く。)、第七十九条第二項及び第三項並びに商法第二百四十三条、第二百四十四条第一項及び第二項、第二百四十七条から第二百四十九条まで、第二百五十一条並びに第二百五十二条の規定(これらの規定のうち監査役に関する部分を除く。)は、創立総会について準用する。この場合において、商法第二百四十三条中「第二百三十二条」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第九十二条第一項」と読み替えるものとする。

(設立の認可の申請)
第九十三条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、建設省令で定めるところにより、定款及び事業基本方針並びに事業計画を都道府県知事に提出して設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、都道府県知事の要求があるとき

は、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第九十四条 都道府県知事は、前条第一項の規定による設立の認可の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その認可をしてはならない。

一 設立の手続又は定款若しくは事業基本方針の内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反するとき。

二 組合の行う事業のために必要な経済的基礎を欠く等事業基本方針に記載される事項を達成することが著しく困難であると認められるとき。

三 地区の全部又は一部が他の組合の地区と重複することとなるとき。

2 都道府県知事は、前項の設立の認可をしようとするときは、あらかじめ、特定防災街区整備地区計画の都市計画を定めた者の意見を聴かなければならない。

(理事への事務引渡し)

第九十五条 前条第一項の設立の認可があったときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による引渡しを受けたときは、遅滞なく出資の第一回の払込みをさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の払込みの期日に、出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。ただし、登記、登録その他権利の設定又は移転につき第三者に対抗するため必要な行為は、組合の成立後にすることを妨げない。

(成立の時期)

第九十六条 組合は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

第六款 解散及び清算

(解散の事由)

第九十七条 組合は、次に掲げる事由によって解散する。

一 総会の決議

二 組合の合併

三 組合の破産

四 定款で定める存立時期の満了

五 第九十八条の規定による解散の命令

2 解散の決議は、都道府県知事の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 第九十三条第二項及び第九十四条第一項第一号の規定は、前項の認可の申請があった場合について準用する。

4 組合は、第一項各号に掲げる事由のほか、組合員が三人未満になったことにより解散する。

5 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(合併の手続)
第九十八条 組合が合併しようとするときは、各組合の総会において合併を議決しなければならない。

2 合併をするには、定款及び事業基本方針を都道府県知事に提出して合併の認可を申請しなければならない。

3 第九十三条第二項及び第九十四条の規定は、前項の認可の申請があった場合について準用する。

4 第八十二条の規定は、組合の合併について準用する。

第九十九条 合併によって組合を設立するには、各組合の総会において組合員の中から選任した設立委員が共同して、定款及び事業基本方針を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 第八十条の規定は、前項の規定による設立委員の選任について準用する。

3 第六十四条第九項本文の規定は、第一項の規定による役員のうち理事の選任について準用する。

(合併の時期)

第一百条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によって成立する組合がその主たる事務所の所在地において登記をすることによって、その効力を生ずる。

(合併による権利義務の承継)

第一百一条 合併後存続する組合又は合併によって成立した組合は、合併によって消滅した組合の権利義務(当該組合がその行う事業に関し、行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。)を承継する。

(清算人)

第一百二条 組合が解散したときは、合併及び破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。ただし、総会において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第一百三條 清算人は、就職の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作成し、財産処分の方法を定め、これらを総

会に提出してその承認を求めなければならない。

2 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

3 清算事務が終わったときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作成し、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(組合の解散及び清算についての民法及び非訟事件手続法の準用)

第百四條 民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第百三十六條、第百三十七條並びに第百三十八條の規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一條」と読み替へるものとする。

第七款 監督

(報告の徴収等)

第百五條 都道府県知事は、組合から、その組合が法令等を守っているかどうかを知るために必要な報告を求め、又は組合に対し、その組合員、役員、使用人、事業の分量その他組合の一般的状況に関する資料であつて組合に関する行政を適正に処理するために必要なものの提出を命ずることができる。

(検査)

第百六條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令等に

違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、都道府県知事は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 都道府県知事は、組合の業務又は会計が法令等に違反する疑いがあると認めるときその他監督上必要があると認めるときは、いつでも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第百七條 都道府県知事は、第百五條の規定による報告を求めた場合又は前條の規定による検査を行った場合において、その組合の業務又は会計が法令等に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

2 都道府県知事は、組合が前項の規定による命令に従わないときは、期間を定めて、業務の全部若しくは一部の停止又は役員の改選を命ずることができる。

(解散命令)

第百八條 都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該組合の解散を命ずることができる。

一 組合が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 組合が、正当な理由がないのに、その成立の日から二年を経過してもなお第四十五條第一項に規定する事業を開始せず、又は一年以上すべての事業を停止したとき。

三 組合が法令に違反した場合において、都道府県知事が前條第一項の規定による命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき。

(議決、選挙及び当選の取消し)

第百九條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続、議決の方法又は選挙が法令等に違反することを理由とし、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一月以内にその議決又は選挙若しくは当選の取消しを請求した場合において、都道府県知事は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会の場合について準用する。

3 前二項の規定による処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二條及び第十四條を除く。)の規定は、適用しない。

第八款 雑則

(土地区画整理事業に係る組合員の脱退等についての特例)

第百十條 土地区画整理法第四條第一項の土地区画整理事業の施行の認可を受けた組合の組合員は、同法第九條第三項の規定による認可の公告の日から当該土地区画整理事業の廃止又は終了の認可についての同法第十三條第四項の規定による公告の日までの間は、第五十六條第一項各号に掲げる事由による場合を除き、組合を脱退することができない。

2 前項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地(土地区画整理法第二條第六項に規定する宅地をいう。以下この条において同じ。)について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一部を組合員以外の者が承継した場合においては、その者は、組合員となる。

3 第一項に規定する期間内に、組合員が組合の地区内の宅地について有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となつてゐた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が組合員以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ組合員となる。

4 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者があつた場合には、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に關して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

5 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地について組合員が有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その組合員がその借地権の全部又は一部について土地区画整理事業に關して有する権利義務は、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその借地権の目的となつてゐた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人にそれぞれ移転する。

(第一種市街地再開発事業に係る組合員の脱退等についての特例)

第百十一條 都市再開発法第七條の九第一項の第一種市街地再開発事業の施行の認可を受けた組合の組合員は、同法第七條の十五第一項の規定による認可の公告の日から当該第一種市街地再開発事業の終了の認可についての同法第七條の

二十第二項の規定による公告の日までの間は、第五十六条第一項各号に掲げる事由による場合を除き、組合を脱退することができない。

2 前項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地(都市再開発法第二十五条に規定する宅地をいう。以下この条及び次条において同じ。)について組合員が有する所有権又は借地権(一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下この条及び次条において同じ。)の全部又は一部を組合員以外の者が承継した場合においては、その者は、組合員となる。

3 第一項に規定する期間内に、組合員が組合の地区内の宅地について有する借地権の全部又は一部が消滅した場合において、その借地権の目的となつていた宅地の所有者又はその宅地の賃貸人が組合員以外の者であるときは、その消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその宅地の所有者が、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人がそれぞれ組合員となる。

4 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地について組合員が有する所有権又は借地権の全部又は一部を承継した者がある場合においては、その組合員がその所有権又は借地権の全部又は一部について第一種市街地再開発事業に關して有する権利義務は、その承継した者に移転する。

5 第一項に規定する期間内に、組合の地区内の宅地について組合員が有する借地権の全部又は一部が消滅した場合においては、その組合員がその借地権の全部又は一部について第一種市街地再開発事業に關して有する権利義務は、その

消滅した借地権が地上権である場合にあつてはその借地権の目的となつていた宅地の所有者に、その消滅した借地権が賃借権である場合にあつてはその宅地の賃貸人にそれぞれ移転する。

(第一種市街地再開発事業の施行地区内における権利処分の特例)

第百十二条 都市再開発法第七条の九第一項の第一種市街地再開発事業の施行の認可を受けた組合は、当該組合の地区内の各街区を防災街区として整備するため必要があると認めるときは、建設省令で定めるところにより、当該第一種市街地再開発事業の施行地区内の宅地若しくは建築物の所有権若しくはその宅地に存する既登記の借地権で第百十六條第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構が有するものを当該組合の組合員若しくは当該組合の組合員となろうとする者に移転し、又は当該宅地についてこれらの者に借地権を設定すべきことを、当該防災街区整備推進機構に対し、要請することができる。

2 前項の規定による要請に基づき、同項に規定する防災街区整備推進機構が都市再開発法第七十條第一項に規定する登記があつた後に行う前項に規定する権利の移転又は借地権の設定については、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

(大都市等の特例)

第百十三條 この節の規定中都道府県知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」とい

う。)及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下この条において「中核市」という。)においては、指定都市又は中核市(以下この条において「指定都市等」という。)の長が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事に関する規定は、指定都市等の長に関する規定として指定都市等の長に適用があるものとする。

(組合に対する助言又は指導)

第百十四條 国及び関係地方公共団体は、組合に対して、その事業の施行の促進を図るため必要な助言又は指導をすることができる。

特例

(建築物の敷地と道路との関係の特例)

第百十五條 特定防災街区整備地区計画に定められた特定地区防災施設である道が、建築基準法第六十八條の七第一項に規定する予定道路として指定された場合において、次に掲げる条件に該当する特定防災街区整備地区計画の区域内にある建築物(その敷地が当該予定道路に接するもの又は当該敷地内に当該予定道路があるものに限る。)で、当該特定防災街区整備地区計画の内容に適合し、かつ、特定行政庁(同法第二条第三十六号に規定する特定行政庁をいう。)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて許可したものであるときは、当該予定道路を同法第四十二條第一項に規定する道路とみなして、同法第四十三條第一項の規定を適用する。

一 特定建築物地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。
イ 建築物の構造に関する防火上必要な制限
ロ 建築物の特定地区防災施設に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度
ハ 壁面の位置の制限(特定地区防災施設に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)
ニ 壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域における工作物の設置の制限
二 建築基準法第六十八條の二第一項の規定に基づく条例で、前号イからハまでに掲げる事項に関する制限が定められている区域であること。

2 建築基準法第四十四條第二項、第九十二條の二、第九十三條第一項及び第二項並びに第九十四條から第九十六條までの規定は、前項の規定による許可をする場合に準用する。

第五節 防災街区整備推進機構

(防災街区整備推進機構の指定)

第百十六條 市町村長は、民法第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、防災街区整備推進機構(以下この節において「機構」という。)として指定することができる。

2 市町村長は、前項の規定による指定をしたときは、当該機構の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 機構は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その

旨を市町村長に届け出なければならない。

4 市町村長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(機構の業務)

第百十七條 機構は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 密集市街地における防災街区の整備に関する事業を行う者に対し、情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

二 防災街区整備地区計画の区域において、当該区域内の各街区の防災街区としての整備に資する建築物その他の施設であつて建設省令で定めるものを当該防災街区整備地区計画の内容に即して整備する事業を行うこと又は当該事業に参加すること。

三 防災街区整備地区計画の区域において、当該区域内の各街区の防災街区としての整備を図るために有効に利用できる土地で政令で定めるものの取得、管理及び譲渡を行うこと。

四 密集市街地における防災街区の整備に関する調査研究を行うこと。

(監督等)

第百十八條 市町村長は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関する報告をさせることができる。

2 市町村長は、機構が前条各号に掲げる業務を

適正かつ確実に実施していないと認めるときは、機構に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 市町村長は、機構が前項の規定による命令に違反したときは、第百十六條第一項の規定による指定を取り消すことができる。

4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

5 第三項の規定により第百十六條第一項の指定を取り消した場合における前条第三号に規定する土地の取得に係る業務に関する所要の経過措置は、合理的に必要と判断される範囲内において、政令で定めることができる。

(情報の提供等)

第百十九條 国及び関係地方公共団体は、機構に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第五章 罰則

第百二十條 組合の役員が、どのような名義をもつてするものであつても、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正条がある場合には、適用しない。

第百二十一條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八條又は第二十五條の規定による報告を

せず、又は虚偽の報告をした者

二 第二十七條の規定による市町村長の命令(延焼等危険建築物を除却すべき旨の命令に限る。)に違反した者

三 第三十三條第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第百二十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の刑を科する。

第百二十三條 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその組合の業務に関し、第百五條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第百六條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その行為者及び組合を、それぞれ二十万円以下の罰金に処する。

第百二十四條 次の各号のいずれかに該当する場合においては、組合の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基づいて組合が行うことができる事業以外の事業を行ったとき。

二 第四十四條第一項の規定に基づく政令で定める登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 第五十四條、第五十六條第二項後段、第六十七條又は第六十九條第一項の規定に違反したとき。

四 第六十九條第二項又は第三項(これらの規定を第七十四條第四項において準用する場合

を含む。)の規定に違反したとき。

五 第七十二條第一項若しくは第二項若しくは第七十三條第一項の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七十二條第四項若しくは第七十三條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

六 第七十四條第五項又は第七十六條第六項の規定に違反したとき。

七 第八十二條第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第九十八條第四項において準用する第八十二條第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定に違反して組合の合併を行ったとき。

八 第八十三條から第八十五條までの規定に違反したとき。

九 第八十七條の規定に違反して組合員の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受け

たとき。

十 第九十七條第五項の規定に違反したとき。

十一 第百三條第一項又は第三項の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

十二 第百三條第二項の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十三 第百四條において準用する民法第七十九條第一項又は同法第八十一條第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十四 第百四條において準用する民法第七十九條第一項の期間内に債権者に弁済したとき。

十五 第四百四条において準用する民法第八十一

条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠ったとき。

2 第七十七條の規定に違反した者は、二十万円以下の過料に処する。

第二百一十五條 第四十二條第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(第二十四條の規定の適用についての経過措置)

第二条 認定賃貸住宅に係る賃貸借契約が借地借家法附則第十二條の賃貸借契約である場合における第二十四條の規定の適用については、同条第一項中「借地借家法第二十六條第二項及び第二十八條」とあるのは「借地借家法附則第十二條の規定によりなお従前の例によることとされる旧借家法(大正十年法律第五十号)第一条ノ二及び第二条第二項」と、同条第二項中「借地借家法第二十七條第二項及び第二十八條」とあるのは「借地借家法附則第十二條の規定によりなお従前の例によることとされる旧借家法第一条ノ二及び第三条第二項」とする。

(名称の使用制限に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にその名称中に防災街区整備組合という文字を用いている者については、第四十二條第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

審査報告書

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成九年四月二十四日

建設委員長 鴻池 祥肇

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴い、市街地再開発事業の施行区域要件の見直し、都市開発資金及び住宅金融公庫による貸付けの貸付対象の拡大等を行うとともに、関係法律の規定の整備を行うものとして、必要な措置と認めらる。

一、費用

本法施行に伴う経費は、平成九年度都市開発資金融通特別会計予算に計上されている都市開発資金貸付けに必要な経費九百十四億円のうちから支出される。

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十二條により送付する。

平成九年四月十日

衆議院議長 伊藤 一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(住宅金融公庫法の一部改正)

第一条 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第七項中「基き」を「基つき」に、「又は除却するを、若しくは除却する場合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第十三條第一項の規定による勧告に基づき住宅部分を有する家屋を除却する」に、「代るべきを」代わるべきに、「附随してを」付随してに、「附随する」を「付随する」に改める。

(建築基準法の一部改正)

第二条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第二中第三十二号を第三十六号とし、第三十一号を第三十五号とし、第三十号を第三十四号とし、同条第二十九号中「第十二條の四第一項第五号」を「第十二條の四第一項第六号」に改め、同号を同条第三十三号とし、同条第二十八号の二を同条第三十二号とし、同条第二十八号中「第十二條の四第一項第四号」を「第十二條の

四第一項第五号」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第二十七号の次に次の三号を加える。

二十八 防災街区整備地区計画 都市計画法第十二條の四第一項第四号に掲げる防災街区整備地区計画をいう。

二十九 特定建築物地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第三十二條第二項第二号に規定する特定建築物地区整備計画をいう。

三十 防災街区整備地区整備計画 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二條第二項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画をいう。

第四十二條第四項第二号中「規模」の下に「又はその区域」を加える。

第五十二條第二項及び第五十四條第一項中「第八十六條第九項」を「第八十六條第十項」に改める。

第六十八條の二第一項中「再開発地区整備計画」の下に、「特定建築物地区整備計画、防災街区整備地区整備計画を加え、同条第二項中「再開発地区計画」の下に、「防災街区整備地区計画」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定に基づく条例で建築物の構造に関する防火上必要な制限を定める場合においては、当該条例に、第六十七條の規定の例により、当該制限を受ける区域の内外にわたる建築物についての当該制限に係る規定の適用に関する措置を定めるものとする。

第六十八條の六中「道の配置及び規模」の下に

「又はその区域を加え、」区域に限り」を「区域に」に、「限るを」、防災街区整備地区計画の区域にあつては密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設(第八十六条第三項第二号において「地区防災施設」という。)の区域又は防災街区整備地区整備計画が定められている区域に限る」に改め、「定められた道の配置」の下に「又はその区域」を加える。

第六十八条の七第一項中「規模」の下に「又はその区域」を加える。

第八十六条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、次のいずれかに該当する防災街区整備地区計画の区域(第六十八条の二第一項の規定に基づく条例で次の各号に規定する壁面の位置の制限が定められている区域に限る。)内の建築物については、一団地内に二以上の構えを成す建築物の総合的設計による建築を、工区を分けて行うことができる。

一 防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち、次に掲げる事項が定められている区域であること。

イ 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第三号に規定する地区施設の配置及び規模

ロ 壁面の位置の制限(イに規定する地区施設に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)

二 地区防災施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二条第二項第二号に規定する特定地区防災施設(次号において「特定地区防災施設」という。)を除く。)の区域及び防災街区整備地区整備計画が定められている区域のうち壁面の位置の制限(当該地区防災施設に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)が定められている区域であること。

三 特定地区防災施設の区域及び特定建築物地区整備計画が定められている区域のうち壁面の位置の制限(当該特定地区防災施設に面する壁面の位置を制限するものを含むものに限る。)が定められている区域であること。

(地方税法の一部改正)

第三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十三条の二第十一項中「事業及び」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第四十六条第一項の規定により土地地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに」を加え、同条第十二項中「第八條第一項の下に」及び「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改める。

第七十三条の六第三項中「(農住組合法第八條第一項の下に)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項」を加え、「及び農住組合法第八條第一項」を「農住組合法第八條第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項」に改める。

第三百四十三条第六項中「事業及び」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土地地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに」を、「第百条の二(農住組合法第八條第一項)の下に」及び「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改める。

附則第十一条に次の一項を加える。

17 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に基づき同法第三十四条第二項第一号に規定する者が同法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設(同法第三十二条第二号に規定する特定建築物地区整備計画の区域)内の建築物の用に供する土地を取得した場合における当該土地(住宅の用に供するものを除く。)の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十一年三月三十一日までに行為されたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとす。

附則第三十一条の二第八項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「第五項」を「第六項」に、「附則第三十一条の二第七項」を「附則第三十一条の二第八項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 市町村は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第一項の規定による公告があつた防災街区整備権利移転等促進計画に基づき同法第三十四条第二項第一号に規定する者が同法第三十二条第二項第二号に規定する地区防災施設(同法第三十二条第二号に規定する特定建築物地区整備計画の区域)内の建築物の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対しては、当該取得が平成十一年三月三十一日までに行為されたときに限り、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができない。

附則第三十一条の三第八項を第九項とし、第七項の次に次の一項を加える。

8 第四項の規定は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律百十六條第一項の防災街区整備推進機構が同法百十七條第三号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成十年度から平成十二年度までの各年度分の特別土地保有税又は当該土地の取得で平成十一年三月三十一日までにされたものに対して課する特別土地保有税について準用する。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)
第四条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第三号中「政令で定める高度利用地区の区域その他の区域」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十二条の四第一項第四号に規定する防災街区整備地区計画の区域で政令で定めるもの及び同法第八条第一項第三号に規定する高度利用地区の区域その他の区域で定める区域」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第一号二中(昭和四十三年法律第百号)を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、地方公共団体が密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第百十六條第一項の規定により指定された防災街区整備推進機構に対し同法第百十七條第三号に規定する土地のうち前項第三号に掲げる土地に該当するものの買取りに要する費用に充てる資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、当該貸付けに必要な資金を貸し付けることができる。

第二条第一項中「若しくは第三項を」若しくは第四項に、「同条第二項を」同条第三項に改め、「土地」の下に「同号イからニまでに掲げる土地で防災街区整備地区計画の区域内のもの、」を加え、「同条第三項を」同条第二項若しくは第四項に改め、同条第二項中「前条第二

項を」前条第三項に、「同条第四項を」同条第五項に改め、同条第三項中「又は第三項を」第二項又は第四項に、「同条第三項を」同条第二項若しくは第四項に改め、同条第四項から第六項までの規定中「前条第二項を」前条第三項に改め、同条第七項中「前条第四項を」前条第五項に改める。

(都市計画法の一部改正)
第五条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第十二条の四第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)第三十二條第一項の規定による防災街区整備地区計画

第十二条の七中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加える。

第十三条第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 防災街区整備地区計画は、当該区域の各街区が火事又は地震が発生した場合の延焼防止上及び避難上確保されるべき機能を備え、かつ、土地の合理的かつ健全な利用が図られることを旨として、一体的かつ総合的な市街地の整備が行われることとなるように定めること。

第十三条第三項中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加える。

第十四条第二項中「再開発地区整備計画の区

域」の下に、「防災街区整備地区計画の区域(防災街区整備地区計画の区域について地区防災施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二條第二号に規定する地区防災施設をいう。以下この項及び第三十三條第一項において同じ。)、特定建築物地区整備計画(同法第三十二條第二号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この項及び第三十三條第一項において同じ。))又は防災街区整備地区整備計画(同法第三十二條第二号の規定による特定建築物地区整備計画をいう。以下この項及び第三十三條第一項において同じ。))が定められているときは、防災街区整備地区計画の区域及び地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画の区域又は防災街区整備地区整備計画の区域」を加える。

第十九条第二項中「除く。」の下に「又は防災街区整備地区計画」を加える。

第三十三條第一項第五号中「限り」を削り、「限る」を、「防災街区整備地区計画にあつては当該土地についての地区防災施設の区域、特定建築物地区整備計画又は防災街区整備地区整備計画が定められているものに限る」に改める。

(都市再開発法の一部改正)
第六条 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「再開発地区計画」の下に「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律平成九年法律第 号第三十二條第一項の規定による防災街区整備地区計画」を加え、同項第一号中「再開発地区整備計

画」の下に、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二條第二号に規定する特定建築物地区整備計画若しくは同項第三号に規定する防災街区整備地区整備計画」を加え、同項第二号中「事項」の下に「特定建築物地区整備計画において建築物の特定地区防災施設(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十二條第二号に規定する特定地区防災施設をいう。))に面する部分の長さの敷地の当該特定地区防災施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度及び建築物の高さの最低限度が定められている場合並びに」を加える。

第三条第二号中「再開発地区計画」の下に「防災街区整備地区計画」を加える。

第三条の二第二号中「一ヘクタールを」〇・五ヘクタールに改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当し、かつ、当該区域内にある建築物が密集しているため、災害の発生のおそれ若しくは、又は環境が不良であること。

(1) 当該区域内にある安全上又は防火上支障がある建築物で政令で定めるものの数の当該区域内にあるすべての建築物の数の数に対する割合が政令で定める割合以上であること。

(2) (1)に規定する政令で定める建築物の延べ面積の合計の当該区域内にあるすべての建築物の延べ面積の合計に対する割合が政令で定める割合以上であること。

第七條の二第二項中「再開発地区計画」の下に「、防災街区整備地区計画」を加える。

(建設省設置法の一部改正)

第七條 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三條第十一号中「及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)」を、「被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第 号)の施行の日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

2 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項第五号、第三十四條の二第二項第七号、第四十七條第三項第五号及び第六十五條の四第一項第七号中「第十二條の四第一項第四号」を「第十二條の四第一項第五号」に改める。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

3 都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第一條第一項の下に」及び「第二項」を加え、「同條第二項」を「同條第三項」に、「第一條第三項」を「第一條第四項」に、「及び同條第四項」を「並びに同條第五項」に改める。

(浄化槽法の一部改正)

4 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「第二條第三十二号本文」を「第二條第三十六号本文」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

5 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第一條第四項」を「第一條第五項」に改める。

(高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の一部改正)

6 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(平成六年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條第一項中「第二條第三十二号」を「第二條第三十六号」に改める。

(被災市街地復興特別措置法の一部改正)

7 被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第七條第三項第五号中「第十二條の四第一項第四号」を「第十二條の四第一項第五号」に改める。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正)

8 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第二條第三十二号」を「第二條第三十六号」に改める。

平成九年四月二十五日 参議院會議録第二十一号

五六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五 東京都港区 虎ノ門二丁目二番四号
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 二〇〇円
送料	別